

○議事日程

令和 7 年 3 月 5 日（水） 午前 9 時 0 0 分開議

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | ・陳情第 2 号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書〔委員会報告〕 |
| 日程第 2 | ・発議第 1 号 | 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 3 | ・同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | ・同意第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | ・同意第 3 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | ・諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 7 | ・議案第 7 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて |
| 日程第 8 | ・議案第 8 号 | 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 9 | ・議案第 9 号 | 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 10 | ・議案第 10 号 | 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 11 | ・議案第 11 号 | 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 12 | ・議案第 12 号 | 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 13 | ・議案第 13 号 | 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 14 | ・議案第 14 号 | 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 15 | ・議案第 15 号 | 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 16 | ・議案第 16 号 | 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關す |

る条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 17・議案第 17 号	開成町教育振興基本計画を策定することについて
日程第 18・議案第 18 号	令和 6 年度開成町一般会計補正予算（第 8 号）について
日程第 19・議案第 19 号	令和 6 年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 20・議案第 20 号	令和 7 年度開成町一般会計予算について（説明）
日程第 21・議案第 21 号	令和 7 年度開成町国民健康保険特別会計予算について（説明）
日程第 22・議案第 22 号	令和 7 年度開成町介護保険事業特別会計予算について（説明）
日程第 23・議案第 23 号	令和 7 年度開成町給食事業特別会計予算について（説明）
日程第 24・議案第 24 号	令和 7 年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算について（説明）
日程第 25・議案第 25 号	令和 7 年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算について（説明）
日程第 26・議案第 26 号	令和 7 年度開成町水道事業会計予算について（説明）
日程第 27・議案第 27 号	令和 7 年度開成町下水道事業会計予算について（説明）

○本日の会議に付議した事件
議事日程に同じ

○出席議員（12 名）

1 番 清 水 友 紀	2 番 吉 田 敏 郎
3 番 石 田 史 行	4 番 井 上 慎 司
5 番 武 井 正 広	6 番 星 野 洋 一
7 番 今 西 景 子	8 番 寺 野 圭 一 郎
9 番 佐 々 木 昇	10 番 山 下 純 夫
11 番 前 田 せ っ よ	12 番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町 長 山 神 裕 副 町 長 石 井 護
教 育 長 石 塚 智 久 参 事 (兼) 岩 本 浩 二 企 画 政 策 課 長

参事（兼） 総務課長	山口 哲也	参事（兼） 地域防災課長	小玉 直樹
参事（兼） 福祉介護課長	中戸川 進二	税務窓口課長	奥津 亮一
環境課長	高橋 清一	保険健康課長	土井 直美
こども課長	田中美津子	都市計画課長	柏木 克紀
都市整備課長	井上 昇	産業振興課長	中村 睦
会計管理者 （兼）出納室長	石井 直樹	参事（兼） 学校教育課長	田中 栄之
生涯学習課長	田代 孝和		

財務課 財政企画兼財政調整班長 永松 功次

○議会事務局

事務局 長	遠藤 直紀 書	記	佐藤 久子
-------	---------	---	-------

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年開成町議会3月定例会議第2日目の開会を会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

では直ちに日程に入ります。

日程第1 陳情第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書、委員会報告を議題とします。

審査報告を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤直紀）

それでは朗読いたします。

令和7年1月21日 開成町議会議長、山本研一様。総務経済常任委員会委員長 武井正広。

陳情審査の報告について。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、開成町議会会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

記、受理番号第2号、受理年月日、令和6年11月18日、陳情者の住所及び氏名、お手元に送付のとおりでございます。

件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書。

審査の結果、採択とすべきもの。

以上です。

○議長（山本研一）

総務経済常任委員会委員長に報告を求めます。

武井委員長、どうぞ。

○5番（武井正広）

皆さん、おはようございます。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

令和6年開成町議会12月定例会議において、総務経済常任委員会に付託されました陳情第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書を去る1月21日当委員会において審議を行いましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。

本陳情の趣旨は、現行法では、婚姻の際にどちらかが改姓しなければならず、選択的夫婦別姓制度を求める声が多い。

最高裁判所は、現行法を合憲とする一方、国会での議論を促しました。

2024年、経団連は、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を提言し、経済同友会も支持しました。

海外では、夫婦同姓を義務とする国は日本以外にありません。改姓によるキャリア影響や再婚時の問題が指摘され、政府は通称使用の拡大に向けた取組を進めておりますが、手続の手間や管理コストが大きく増加しています。

選択的夫婦別姓制度は、こうした問題を解決し、人権と個人のアイデンティティを尊重する社会の実現につながります。よって、国会及び政府に対し、早期の選択的夫婦別姓制度の法制化を強く求めるとともに、関連する法整備を求める意見書の提出を求めるものです。

委員からの賛成の意見としては、選択ができないことは、今の時代にそぐわないが、子どもへの影響は心配な点ではある。夫婦別姓ではなく、選択的夫婦別姓であり、選択できることが重要である。そもそも女性差別などの根本的なことは、ほぼ男性の姓を名のる現状にあるのではないか。今は、子どもの数も少なく、一人っ子家庭も多い。そして、共働きで女性もキャリアを積んでいく状況であり、選択できないことがおかしいと考える。

反対の意見としては、陳情者からの説明を聞いたが、採択してほしいと説得されるまでには至らなかった。本当は認めたい。感情論で議論が進んでいるが、現状で、通称は使われている。しかし、少子化で夫婦どちらかがお墓を守っていくとか、また共働きの現状の中、女性が長年にわたり求めていることでもある。

今の与党が選挙絡みで進めていると感じるが、与党を急がせることはしたくないなどの意見がありました。

こうした議論を踏まえ、採決の結果、本陳情は賛成多数で採決すべきものと決定しました。

報告は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。ただいま、この陳情書につきまして、委員長より一定の審議の経過と御報告がありました。この選択的夫婦別姓制度につきましては、多くの方が望んでいるという御意見がありましたけども、懸念をする立場の方々も大勢いらっしゃいます。その立場で、この夫婦別姓制度を導入することによる懸念事項につきまして、委員長に何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、選択的夫婦別姓制度を導入しますと、これは親子別姓の強制になります。具体的には、親の一方は必ず子どもと別姓になります。親子、兄弟、姉妹で姓がばらばらになるという事態が発生いたします。

また、子どもが生まれるたびに、夫婦が子どもの姓を決めるとしている野党案を一部の野党さんが提示しておりますけども、夫婦仲がよければいいですけども、

子どもの姓が決まらなければ決まらないままであります。何年も氏なし子というものができるともあり得ます。これについて、委員長はどのような、私は大変問題であると思いますけども、委員長はどのように認識しておられますでしょうか、お答えください。

○議長（山本研一）

5番、武井委員長。

○5番（武井正広）

質問ありがとうございます。選択的夫婦別姓制度が導入された場合の子どもへの影響についての質問と受け取りました。

夫婦別姓を選択した場合、子どもの名字は基本的には夫婦どちらかで名字を選ぶ必要があると。原則としては、夫婦間で話し合いによって決定されるのではないかと感じます。子どもが成長する過程で、両親の名字が異なることに対して疑問を持つことがあるかもしれません。しかし、適切な説明と愛情を持って育てることで、子どもはその状況を理解し、受け入れることができるのではないのでしょうか。

学校や地域社会で子どもが両親と異なる名字を持つことに対して戸惑うことがあるかもしれません。しかし、今後、夫婦別姓というものが一般的になることで、社会全体の認識も変わり、理解が進むのではないかと思います。

それからもう一点、夫婦仲が悪かったときにどうなるのだと。特別な事情がある場合には、これは先は分かりませんが、家庭裁判所の許可が必要になってきたりとか、そういったこともあるのではないかと思います。ただ、そういったことによって、可能になっていくと思います。

選択的夫婦別姓、夫婦別姓にしたいと言っているわけではありません。選択できることが大切と考えております。家族の多様性を尊重し、個人のアイデンティティを大切するための1つの方法です。今後、子どもへの影響についても適切な対応と理解があれば問題なく育てることができるのではないのでしょうかと考えます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。親子別姓の強制ということを、私は大変問題であるとは思っておりますけども、今の委員長のお話だと問題ないと認識いたしました。

夫婦間で話し合えばという話でありますけれども、一部の野党さんの現在の案では、夫婦間の協議で決まらない場合は、家庭裁判所が審判することができると規定しておりますけれども、私は非常に違和感があります。生まれたばかりの子どもの姓をどうするか決めてくれと言われる裁判所は、何を基準に決めるのでしょうか。お答えください。

○議長（山本研一）

5番、武井委員長。

○5番（武井正広）

それは今後の課題ではないかと考えております。何を基準に、それを今私が答えることはなかなか難しいです。しかし、考えていただきたいのは、ここには男性の方が非常に多いと思うのですが、もし皆さんの性別が逆の性別になったときに、どうお考えでしょうか。ということをまずは考えた中で、進めていくということが必要なのではないのでしょうか。ですから家庭裁判所で何が基準かということに対しては、今現在私は答えることができません。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

今ちょっと議論しただけでも、様々な問題点があります。自分は答えることができないということでありますけども、そういったことも、しっかりと調査すべきだと私は思っております。

最後に、私の質問になりますのでお答えください。結婚によって、姓が変わるということで不便を感じる人が実際にいるということは私も認識しております。旧姓の、同姓制度を維持しながら、旧姓の通称使用拡大や法制化というものが、その不便さを現実的に解消する妥当なアプローチと主張する意見もございます。

兄弟、姉妹間で姓が変わる。子どもたちはどう感じるのか。そもそも子どもたちが自分たちの姓を選べるのかといった問題もございます。

大手の新聞社が、小中学生2,000人を対象に実施したアンケートでは、家族で名字が別になることに約50%が反対と回答しております。子どもの視点を置き去りにしてはならないとは思いますが、委員長の見解を伺います。

○議長（山本研一）

5番、武井委員長。

○5番（武井正広）

小学生2,000人のアンケートの結果ありがとうございます。子どもの視点、確かに大切かもしれません。ある程度、理解できてきた10代、20代の方々からアンケートを取りますと、7割近くの人たちが、夫婦別姓でいいのではないかなというような答えが出てきているのです。小学生の視点というのも確かに分かります。ただ、社会の仕組みがかなり分かってきている10代、20代の方々というのは、そういうように感じているということも事実であると。そして、最近では、別姓待ちという言葉もあるそうです。私も知人からお話は聞きました。女性が一人っ子で、結婚しようかなというところで、別姓にしたい。ただ、今できないという中で、何年もなかなか結婚できなかった。だけど、さすがに進まないから、今回は私が引くからという話も聞いたことがあります。そういう若い世代の状況もあるということも事実だと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。私も、この陳情書に関しまして全く反対というわけではなくて、やはりちょっと慎重に、今、同僚議員も質問されましたけど、懸念事項というのがありますので慎重に考えていくべきかなというところで、ちょっと先ほど委員長から報告ありましたけれども、もう少しどのような調査を行ったのか、もう少し具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

5 番、武井委員長。

○ 5 番（武井正広）

調査ということは、まず陳情者から説明を受けました。その後、各委員にしっかり勉強してもらいまして、ほかの日に、また委員会を開きまして、そこで審議、意見を出していただきまして、審議しまして、最後採決をしたという過程になっております。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。陳情者の方から説明を受けたというのも、それはそれでよろしいですけれども、その一方で、やはりちょっと慎重になっている方々もいられるという、そういった方々からの意見をお聞きすることは考えられなかったのか。

また、開成町、町内の中で、そういったいろいろな町民の方々から意見を聞く、例えば、身近に町職員の方々もおります。また、学校の先生方なども、この姓に関して、やはりずっと生徒たちと長年付き合っていく中で、そういったところにも関係される方々もいます。そういった方々からちょっと意見を聞けることがあったかなと、また町内の企業の方々からの話を聞くこともできたのかなと思いますけれども、その辺、なぜ行わなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本研一）

5 番、武井委員長。

○ 5 番（武井正広）

どのような調査、審議を行ったかというのは、先ほど述べさせていただきましたけれども、今の佐々木議員からの御質問というのは、慎重な方々からなぜ意見を聞かなかったのかと。町の方とか、先生とか、企業の方とか、そこはもうこの議論自体が大前提として、先ほども述べさせていただきましたけれども、2024年、経団連は政府に選択的夫婦別姓制度の導入を提言し、経済同友会も支持しております。というようなところもあって、もうこれ世間一般的な問題になっていると私たちは認識した上で、今回審議を行いましたのでそこまでの調査は行いませんでした。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

ちょっと委員会の調査として、そのような考え方がどうなのかなというのがあります。

それと、先ほど調書で、やはりお答えができないという事項がございましたけれども、そういった中で、この陳情を採択すべきものという結果を出すことについて、委員会の調査として、委員長はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本研一）

5 番、武井委員長。

○ 5 番（武井正広）

適切な形で調査、審議をした中での、しっかり議論をした中での採決と考えております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2 番、吉田議員。

○ 2 番（吉田敏郎）

2 番、吉田です。委員長にちょっとお伺いしたいことがございます。やはり私も前に議員の中では、議論をし尽くしましたかということに対しては、たしか委員長は議論を尽くしたということでもありますけれども、やはりこちらのことに對して、今、同僚議員が言ったように、いろいろな方の考えを持っている方の意見もしっかりと注視し、本当に時間を許す限り議論をしていただきたかったなということで、私は改めて、また委員長に本当に委員長として、委員会として議論し尽くしたということなのか、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（山本研一）

5 番、武井委員長。

○ 5 番（武井正広）

ありがとうございます。当陳情に対して付託された当委員会としては、しっかりと議論をし尽くしたと考えております。

○議長（山本研一）

2 番、吉田議員。

○ 2 番（吉田敏郎）

先ほど採択責務の中に委員長報告、委員会報告としてありました。委員長からは今も改めて議論をし尽くしたということでもありますけれども、やはりもう少し詳細にわたって、こういう議論したということを、しっかりと明示していただいて、報告をしていただきたいたいということは、非常に改めて私も感じましたので、これは私の1つの考えとしての意見です。

しつこいようですけれども、改めて委員長から申し訳ないけれども、議論し尽くしたことを改めて申し述べていただければと思います。

○議長（山本研一）

5 番、武井委員長。

○5 番（武井正広）

再度、述べさせていただきますけれども、付託された総務経済常任委員会としては、説明を受け、各委員で審議し、意見交換をしながら、採決を行った。しっかりと御議論を行ったと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

反対討論から行いたいと思います。反対討論の方。

3 番、石田議員。

○3 番（石田史行）

3 番、石田史行でございます。陳情第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書につきまして、反対の立場から討論いたします。

先ほどの委員長とのやり取りの中で、親子別姓を強制することは、私はおかしいと申し上げましたけれども、問題ないという話でありました。

夫婦別姓では、父親か母親のどちらかが、必ず子どもと別の姓になってしまいます。これによって、疎外感を持つ子どもが出てくるでしょう。どちらの姓を子どもに付与するかをめぐって、祖父母ら、おじいちゃん、おばあちゃんも絡み、争いが生じかねません。最も喜ばしい子どもの誕生時に起きていい話ではございません。

この選択的夫婦別姓を導入することを求める方々は、夫や妻のことばかりにこだわり、親よりも弱い立場にある子どもの存在を軽んじているように私は感じます。子どもを優先するのが、親や社会の務めだと気づいてもらいたいと思います。

この選択的夫婦別姓制度が導入されれば、戸籍制度も変質します。姓は砂粒のような個人の呼称へ変貌します。先祖から子孫へと世代を重ねていく。家族の呼称としての姓でなければ、そもそも姓を名のる必要があるのでしょうか。選択的とはいえ、別姓は個人の問題ではありません。家族や社会のありように関わる大問題であります。

令和 3 年の内閣府世論調査では、選択的夫婦別姓を求めたのは 3 割に届かず、同姓維持と同姓のまま、通称使用の制度化を望む声は 7 割弱に上っております。これが国民の声であります。

夫婦が同じ姓であるのは、現代日本人の家族間と結びついております。結婚時の姓の変更に伴う不便を解消するための議論はあってしかるべきであります、子ど

もの立場をないがしろにし、家族の一体感を損なう、選択的夫婦別姓制度の導入については慎重に取り扱うべきであります。

今、国会でこれから様々議論がなされるかと思います。野党間でも、これについてはいろいろ意見が分かれております。これから、これは国会でしっかりと議論すべきであって、この開成町議会として、どちらか一方の立場の意見書を国に提出するということは、私は不適切、妥当ではないと考えて、私はこの陳情について反対の立場を取らせていただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに討論はございますか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。賛成の立場から討論を行います。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書に対する賛成討論を行います。

選択的夫婦別姓制度の法制化は、何かを強制するものではなく、選択肢を増やすだけであり、誰にとってもマイナスの要素はありません。この制度に反対する立場の意見の代表的な主張は、子どもが戸惑う、かわいそうというものと、日本古来の家族制度が破壊され家族のつながりが失われる、通称使用の拡大で不都合がないというものです。

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称することとされる。現行の規定は、改姓民法が成立した昭和22年以来のものですが、そもそも夫婦同姓としたのは明治31年、これは西暦で1898年ですが、の旧民法によるもので、僅か127年の歴史です。自動車の発明が1886年であることを考えると、何と今使っている自動車の歴史よりも浅いということになります。

ちなみにそれ以前は、明治9年3月17日発表の太政官指令により、妻の氏に関しては実家の氏を名のらせる夫婦別氏を国民全てに適用すると、言うなれば強制的夫婦別姓でした。ちなみに明治以前は平民に氏はありません。

また、通称使用は国内では通じるかもしれませんが、国際的な学会などでは通用しません。そのために研究者の方は自分のキャリアを失いたくないがために入籍と離婚を繰り返すというようなことをされていることもあれば、事実婚のまま手続を踏まないということで不都合を感じていらっしゃる方もいらっしゃいます。

また、この後、審議される開成町教育振興基本計画にも、自国を基準にして物事を考えるのではなく、地球規模で広く物事を考えることができるグローバル人材を育てる旨の表記があります。この陳情書を否決するとなると、この部分に関しても疑義を持たざるを得ないということになってきます。また、子どもに関しては、私自身が配偶者の実家で長く生活しており、建物としての我が家は配偶者の旧姓で周りの方々には認識をされておりますが、結果的に家の中に姓が2つあることになり

ますが、そのようなことで子どもが戸惑ったことはただの一度もありません。また、現行法の下で女性が子連れで再婚する場合、子どもがどうして名字が変わったのと、都度、御説明を求められることもあるかもしれません。幼ければ、うまく説明できないなど、現行法の下でも子どもが面倒な思いをすることはあります。どんな制度でも全ての人にとって100%問題がないということはないと思いますが、現在のグローバルスタンダードを考えれば、この選択的夫婦別姓制度は認めるものだと思います。

かように反対理由については、それを都度、否定することもできます。選択制であるがゆえに、誰に何も強制しない、かつグローバルスタンダードに合わせるということになれば、何ら本陳情に反対する事由は存在しないと思っております。

開成町議会の良識を示すためにも、同僚議員の皆さんが賢明な判断をされるものと信じて、討論を結びます。

○議長（山本研一）

ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書を採択することについて、賛成の立場から討論いたします。

理由は2点ございます。

1点目は、決して感情論ではなく、現代の共働き社会においては、子どもから大学卒業後は就職という人生の流れが男女同等になっている。またそのように国も推進している状態で結婚すれば、〇〇家に嫁に入る、婿に入ると実質的に言える状態で名前をどちらかにしなければいけないという強制的夫婦同姓制度は、既にその他の男女均等を推進する数々の制度や現状から遅れているものであり、またさらには人の人生を中断するに等しい人権の侵害にも当たりかねないものであるということです。あくまで選択的夫婦別姓であり、この件は強制ではありません。現在が選択的ではなく強制的夫婦同姓ということは、時代の流れとともに変化させていく必要がございます。

人生を中断、一新するというのは、大げさに聞こえるかもしれませんが、95%が結婚すれば名前を変えるという女性にとっては決して大げさな話ではございません。

現代はSNSというツールで、大人になってから旧友を見つけやすいという時代です。地元を離れた方々にとっても、昔の子どものときに仲よかった友達が見つかる画期的なツールです。

しかし結婚して名前が変わっているせいで見つけれず、私の個人的な経験としては、小学校の1年生の1年間だけ、とても仲がよかった友達がいました。その子は親御さんが離婚されて、遠くに引っ越していきました。私もその場からも引っ越して長くたち、どちらも結婚して名前が変わっています。それがもう、あれは15

年近く前、20年近く前ですけども、ついにSNSの経験ですとか、出身地ですとか、多数のもう本当に苦労してその子が私を見つけてくれたのです。ずっと私の旧姓で探していたと。そしてもう涙が出るほどお互い喜んで再開したという経験がございました。

また子ども時代の痕跡というのも、夫の姓になって長らくたった今は、もう別人なものに等しく、また旧友や過去お世話になってあの子はどうしているかと思ったときに名前も変わり、地元を離れたところで長く生活していると、もうそれは過去の探しもできない、なかったものに等しいとなってしまいます。

そしてやはり子どもの話がございましたけれども、やはりそのキャリアを中断させたくないから、通称利用でという話がございしますが、制度上、本来の戸籍を別姓にして、子どももちろん不安にさせたくないのは親として当然の気持ちでありますので、私生活、例えば授業参観、学校の子どもの保護者としてそちらで通称ということも可能でございます。それはやはり選択的ということで可能となる考えです。

また反対理由のもう一点、これは世間の反対理由に反論するような話にもなりますが、私はどちらが日本の豊富な数のある姓を守るのかという視点から、それは別姓であるという判断に至ったことです。

日本には10万人も30万人も言われる姓があります。その名前は地名に由来していたり、周辺の自然環境が想像できるものだったり、これは世界にもまれであるほどの豊富さであり、日本情緒を感じられる大事な文化の1つです。それが今は人口減社会で、強制的に夫婦同姓どちらか、2つの姓が1つになってしまうという、どれだけ貴重な姓が失われることでしょうか。片や、外国人と日本人が結婚したときには別姓が認められています。その外国人の名前は日本人として残っていく。というのも、日本の名前、日本人の存在を守る視点から考えると大変問題があると考えます。

法務省の法改正案によれば、同姓か別姓かにかかわらず、夫婦ともの間の子どもは同一の戸籍に入ることになります。決して明治時代からある戸籍制度を脅かすものではありません。

今、外国人と日本人が結婚したときに可能である戸籍上の別姓表記、それが日本人でも当然可能になる。それが選択的夫婦別姓制度であります。

また先の質問に答える形ですが、子どもの問題、親と名字が異なり家族の絆がどうなるかという問題は、確かに親として懸念することであります。ですがそもそもその家族形態となる婚姻数が減っているという日本の現状を打破する1つになり得るということ、また他国の状態を見ると、慎重に別姓は認めるが、子どもは父親の姓にするなど、国による熟議の過程が見てとれます。

日本は日本の性格、考え方があります。まずは別姓について課題を洗い出し、議論し、そして前向きに法制化に進んでいく。別姓を認めないと蓋をするのではなく、議論を可能にしていく意見書になると思います。

開成町議会として国による熟議、これは熟した議論という意味ですけども、そ

ちらを求める意見書を提出したいと考え、以上、主な２点を理由として賛成の立場とさせていただきます。

○議長（山本研一）

ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

陳情第２号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書について、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 多 数）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成多数によって採択することに決定しました。

日程第２ 発議第１号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

１１番、前田せつよ議員、どうぞ。

○１１番（前田せつよ）

発議第１号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び開成町議会会議規則第１３条第２項の規定により提出いたします。

令和７年３月４日提出、提出者、開成町議会議員、前田せつよ、賛成者、開成町議会議員、武井正広、井上慎司、星野洋一。

提案理由を説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案します。

では、１枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

令和６年６月７日に交付された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、「マイナン

バー法」と略します、が改正され、令和7年4月1日から施行することとなっております。

条例では、マイナンバー法の規定を引用している条文が幾つかあり、今回のマイナンバー法の改正により、条例で引用するマイナンバー法の条文に項ずれの改正があったことから、これを改正する必要があります。

条例の改正については、全国町村議会、議長会から示されている町村議会の個人情報保護に関する条例、以下、「条例」と略しますが、についても、その一部改正の例が示されていることから、その他条例の一部改正で示されている規定の所要の整備についても行います。

それでは、表の改正前、改正後を御覧ください。

条例第2条第10項及び条例第22条第5項関係は、条例第2条第10項において引用しているマイナンバー法の第2条第8項を、第2条第9項に。条例第12条第5項において引用しているマイナンバー法の第2条第9項を第2条第10項に改めるとともに、略称規定の表現を改める等の条例例の一部改正に合わせた所要の整備を行います。

条例第19条関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。略称規定の表現を改める等のものがございます。

1枚おめくりください。

第32条第2項関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。略称規定の表現を改めるものです。

第33条第3項関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。略称規定の表現を改めるものです。

第39条第1項及び第2項関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。略称規定の表現を改めるものです。

第40条第3項関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。略称規定の表現を改めるものです。

条例第49条関係は、条例例の一部改正に合わせた所要の整備になります。開示請求等しようとするものが、なるべく開示請求をしやすいうにするための議長の講ずべき措置についての定めとなります。保有個人情報の特定そのものをするのは、開示請求者本人であって、議会側が行うことは、保有個人情報の特定に資する情報の提供にとどめた措置となることから、規定を整理したものでございます。

附則です。条例の施行日については、マイナンバー法の一部改正の施行に合わせ、令和7年4月1日からいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

○町長（山神 裕）

提案理由。教育委員会委員のうち1人の任期が令和7年3月31日をもって満了となるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

今回2期目として引き続き任命したい、野地真由美さんは、高潔な人柄はもとより、教職員として長年にわたり、教科指導や教育指導に携わり、豊富な経験と教育への強い意欲をお持ちです。また、教育委員会会議等の場面では、御自身の知識や経験を踏まえた視点から、的確な御発言をいただくなど、教育委員会委員として適任と考え、再任をお願いするものです。

任期は令和11年3月31日までの4年です。

参考までに、略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

討論はないようですので、採決を行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって、同意しました。

日程第4 同意第2号 固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。固定資産評価審査委員会委員のうち1人の任期が満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。なお、今回9期目として引き続き選任したい鍵和田義嗣さんは、税務事務に48年にわたり従事されており、税に関する知識経験が大変豊富で、固定資産評価審査委員会委員に適任と考えますので、再任をお願いするものです。任期は令和10年3月12日までの3年です。参考までに、略歴を添付しますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので採決を行います。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって、同意しました。

日程第5 同意第3号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。農業委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって満了になるため、農業委員候補者選考委員会を経て選考された候補者を新たに農業委員会委員に任命したいので提案いたします。

なお、今回、農業委員として任命したいのは内藤憲一さん、遠藤いすずさん、武藤政徳さん、込山和夫さん、鳥海均さん、鳥海由美子さん、露木勇夫さん、永田幸代さん、府川洋一さん、北村悟さん、齊藤敏規さん、杉山順さんの12名であります。この12名の方につきましては、識見、人格とも優れた方々であり、開成町の農業委員会業務を担う適任者であると確信し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。任期は令和10年3月31日までの3年です。参考までに12名の方のこれまでの就任実績等を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

同意第3号 農業委員会委員の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。人権擁護委員のうち1人の任期が令和7年6月30日をもって満了になるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回4期目として引き続き推薦する大場智充さんは、開成町役場に勤務され、行政経験があり、特に福祉行政に精通しておられます。また、地域の福祉活動等にも御活躍され、広く社会の実情に通じていらっしゃいます。また、曹洞宗神奈川県第一宗務所人権擁護推進委員を歴任されており、人権問題には大変意識が高く、人権擁護委員として適任であり、継続委員として適切と考え、推薦するものです。

任期は令和10年6月30日までの3年間です。参考までに略歴を添付しておりますので御参照ください。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押

し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、全員賛成によって、推薦者を適任と認めることに決定しました。

日程第7 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

議長。

○町長（山神 裕）

提案理由。刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー05、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてをお開きください。

概要を御説明いたします。

令和4年に制定され、3年を超えない範囲で施行される改正刑法ですが、令和7年6月から施行されます。懲役及び禁錮という文言が拘禁刑に改められるものです。

この背景は、もともと刑務作業の義務の有無でありましたが、実際は本人の申出で行われ、差がなくなっていることや、受刑者の特性に応じて更生プログラムを組めるようにしたいこと、受刑者の社会復帰のための措置であります。

1 ページおめくりください。

条例第 号。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例7つの条例が関係しております。

第1条は、開成町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例です。

第2条は、開成町表彰条例の一部改正です。

第3条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正です。

第4条は、開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正です。

第5条は、開成町消防団条例の一部改正です。

第6条は、開成町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正となります。

第7条は、開成町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正です。いずれも「懲

役」「禁錮」という文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則です。この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行いたします。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方が反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第8号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。

職員の扶養手当及び住居手当等を所要の改正をしたいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー06、議案第8号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。改正の概要を御説明いたします。

令和6年の人事院勧告に基づき、扶養手当の見直し、地域手当の広域化が勧告されました。これに伴い所要の改正をするとともに、職員の町内居住を促進するため、住居手当の見直しを行うものです。

それでは2ページをお開きください。

開成後条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第7条、扶養手当です。子に係る手当を1万3,000円に増額し、配偶者に係る手当を6,500円に減額するものです。

4ページを御覧ください。第8条の2、地域手当です。令和6年の人事院勧告で、神奈川県は政令市を除き12%と定められました。人事院勧告では、段階を踏んで12%に位置づけるものとなっておりますが、近年の物価の上昇や民間事業者の賃上げの情勢、特に神奈川県内の地方公共団体の地域手当の水準等を踏まえ、令和7年度に12%とするものです。地域手当の影響額は約6,000万円と見込んでおります。

4ページ後段から5ページを御覧ください。

第8条の3、住居手当です。町内の借家、借間に限り、家賃補助を5,000円増額し、町外は5,000円減額するものです。

現在、園・学校、再任用を除く職員のうち、町内居住者は29名うち住居手当支給対象者は18名、さらにこのうち今回の対象となる借家、借間は5名となり、年間30万円ほどの増を見込んでおります。

一方で、町外居住者は75名、うち住居手当支給対象者は12名となっており、およその影響額につきましては年間72万円ほどの減を見込んでおります。

今回の改正につきましては、いずれも職員組合との協議、調整は整っていることを申し添えます。

第15条の2、管理職員特別勤務手当です。午前0時からとなっているものを午後10時に改めるものです。災害対応や選挙事務が想定されます。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行します。

御説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第9号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分を改正したいので、開成町非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ファイルナンバー07、議案第9号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思います。

初めに、今回の条例改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは2ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。退職報償金支給額表を御覧ください。

今回改正する内容は、表の右端の35年以上の区分を新たに追加するもので、6つの階級及び勤務年数別で示す退職報償金について、記載のとおり改めるものでございます。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 9 号 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 10 議案第 10 号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。提案理由は町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。

令和 7 年度及び令和 8 年度に限り、常勤の特別職の給与及び期末手当に関わる地域手当を支給しないようにするため、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー 08、議案第 10 号開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

地域手当につきましては、一般職につきましては先ほど条例改正をお認めいただきまして、人事院勧告に基づき 12% に引き上げるということとさせていただいたところですが、特別職につきましては、令和 7 年度、8 年度に限り支給しないこととするものです。

令和 6 年度の実績で申し上げますと、近隣では松田町や中井町も同様の規定がございます。この減額措置の影響額は年間 180 万円ほどと見込んでおります。

2 ページをお開きください。

条例第 号。

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右が改正前、左が改正後になります。

附則になります。令和7年度及び令和8年度に限り、地域手当を支給しないこととするものです。

この条例は令和7年4月1日から施行します。

御説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。先ほどの議案の中で職員の地域手当は令和7年4月から12%増額するというのに、今回特別職は2年間とはいえ地域手当を廃止するということは、これに対するどのような意図があって、これの改正なのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

説明並びに考え思いを述べさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず地域手当は、地域によって賃金や物価に差があることを考慮した上で設計された手当であります。定期的に見直すこととされておりまして、今回は先ほど説明のあったとおり、大きな見直しという意味では、級地区分の設定が広域化されました。

そして先ほどお認めいただいたとおり、開成町一般職員に関しましては、現行5%のところを12%ということをお認めいただきました。

背景は全国的な物価上昇、そして離職の防止、人材の確保、加えて職員の皆さんのモチベーションの向上につながればという思いも持っております。

翻って特別職ですが、これは私の持論と、まずは御理解いただければと思います。

私並びに三役は、就任、就職とも言える面もあるかと思いますが、経緯が異なります。また報酬というものが、インセンティブ、モチベーションというもので、持論です。あってはならないと考えております。また、常々申し上げておりますとおり、最小のコストで最大の効果ということにも資すると考え、お諮りするものです。

説明があったとおり、一応年度で区切らせていただきましたけども、おおむね私に与えられた任期中ということでお諮りいたします。なお、石井副町長、石塚教育長におかれましては、私相談の上今回お諮りするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

こちら実際に、旅費を使用する特別職の職員がいる中での廃止ということでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは清水議員の御質問にお答えいたします。今回ののは地域手当の改正ということで旅費を支給しないというものではございません。あくまでも地域手当を支給しないといった改正でございます。

以上になります。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第10号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 議案第11号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に係る損害補償の補償基礎額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではファイルナンバー０９、議案第１１号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をお開きください。

初めに今回の条例改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、昨年の人事院の給与改定勧告を受け、消防団員の処遇改善を図る観点から、損害補償に係る補償基礎額の引上げ及び補償基礎額の加算額の見直しを行うべき開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

それでは２ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右が改正前、左が改正後でございます。

今回の改正を行う箇所については３点ございます。

１点目は、第５条第２項第２号中にあります補償基礎額の最低額を９，１００円から９，７００円に上限額を１万４，２００円から１万４，５００円に改めるものでございます。

２点目は、第５条第３項中にあります。扶養親族に対する加算額の見直しになります。

３ページ目の改正前の下線部分、第１号または第３号から第６号までの扶養親族１人につき２１７円を、改正後につきましては、第１号に該当する扶養親族、これは配偶者になりますが、２１７円から１００円に改めまして、第２号に該当する扶養親族、これは子どもになりますが、３３３円から３８３円に改めるものでございます。

第５条第４項では、特定期間を当該期間に改めるものでございます。

３点目は、３ページから４ページ目の別表の改正でございます。補償基礎額表の階級及び勤務年数別の下線で示す補償基礎額について、記載のとおり改めるものでございます。

附則でございます。この条例は令和７年４月１日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 11 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 12 議案第 12 号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するなど、所要の改正をしたいので、開成町職員の勤務時間給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー 10、議案第 12 号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

条例改正の背景ですが、先ほど町長も申し上げましたとおり、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するためのものがございます。

2 ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後です。

第 8 条の 3 第 3 項です。育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、3 歳に満たない子を小学校就学の始期に達する子に改めるものです。

3 ページを御覧ください。

第 15 条の 3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等についてになります。介護両立支援制度等について、その他の事項を知らせると

ともに、介護両立支援制度等の申告請求等に係る当該職員の意向を確認するため、面談、その他の措置を講じるものです。

第２項では、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の日に属する年度において、介護両立支援制度を周知するものでございます。

第３項では、執務環境の整備に関する措置を取るものとなっております。

附則です。この条例は令和７年４月１日から施行します。

御説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第１２号 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタン押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第１３ 議案第１３号 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給率を定めるほか、規定を整備するため、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー１１、議案第１３号 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

条例改正の背景です。令和６年の人事院勧告に基づき、特定任期付職員業績手当

を廃し、勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給率を定めるものになります。

2 ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後です。

現在は業績手当を支給していますが、これを能力に応じて支給される勤勉手当に改めるとともに、職員に準じるだけであった期末手当について、支給率を定めるというものです。

一般職員と同様に、期末手当は縮減し、能力に応じて支給する勤勉手当を手厚くするというものです。

2 ページを御覧ください。

第5条です。給与に関する適用除外です。勤勉手当を除外としていますが、これを新たに適用するものでございます。また第17条の規定を適用除外とするものです。

なお、参考までに申し上げますと、開成町には特定任期付職員はおりませんことを申し上げます。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行します。

御説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第13号 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第14 議案第14号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを

議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、連携協力を行う施設の確保に関する適用除外を定めるため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ファイルナンバー１２、議案第１４号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をお開きください。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を踏まえ規定しております。今回の条例改正は、同基準の改正に伴うものでございます。

主な改正のポイントは２つございます。

１つ目は、特定地域型保育事業者における保育内容支援に係る連携施設の確保について一定の条件を付し、小規模保育事業Ａ型事業等を連携協力として行うものを可能とするものです。また、一定の場合に代替保育の提供に係る連携施設を確保しないことができるよう定めるものです。

２つ目は、連携施設の確保に関する経過措置の期限を１５年に延長するものです。それでは条文の説明をいたします。

開成町条例第 号。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第４２条、特定教育・保育施設との連携について、２項追加したことに伴い、第１項は第５項の部分を、第７項に改めるものです。

第１号は、特定地域型保育の提供を受ける３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定等の支援について、保育内容支援という表記を追加するものです。

第３号は、第４２条に２項追加したことに伴い、第４項第１号の部分を第６項第

1 号に改めるものです。

3 ページにお進みいただきまして、第 2 項は、特定地域型保育事業者における保育内容支援の連携施設の確保について適用除外を定めるものです。

3 項は、連携の困難な場合、小規模事業所 A 等を追加するということでございます。

第 4 項及び次ページ、5 項は特定地域型保育事業者における代替保育の連携施設の確保について適用除外を定めるものです。

第 6 項から 11 項は、2 項追加したことに伴う項ずれを改めるものです。

制定附則の第 3 条、連携施設に関する経過措置について連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を 15 年を経過する日までとするものです。

最後に、附則でございます。この条例は令和 7 年 4 月 1 日以降とする。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので採決を行います。

議案第 14 号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を 10 時 45 分とします。

午前 10 時 32 分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前 10 時 45 分

○議長（山本研一）

日程第 10 号 議案第 15 号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、連携協力を行う施設の確保に関する適用除外を定めるほか、献立の栄養指導を行うものに管理栄養士を加えるため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ファイル名 13、議案第 15 号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

本条例は児童福祉法第 34 条の 16 に基づき、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ規定しております。

本条例改正は同基準の改正に伴うものでございます。

主な改正のポイントは 3 つです。

1 つは、家庭的法保育事業等における保育内容支援に係る連携施設の確保について一定の条件を付し、小規模保育事業 A 型事業所等を連携協力として行うものとして確保することを可能とするもの、また一定の場合に代替保育の提供に係る連携施設を確保しないことができるよう定めるものです。

2 つ目は、連携施設の確保に関する経過措置の期限を 15 年に延長するものです。

3 つ目は、先般、栄養士法が改正され、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者においては、栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、栄養士の配置を求めている規定について栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、同要綱を満たすことができるよう定めるものです。なお、現在開成町内には家庭的保育事業所はございません。

それでは条文の説明をいたします。

開成町条例第 号。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第 7 条保育所等との連携によるについて、下から 2 行目から 2 ページにかけての

第1号は、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定等の支援について、保育内容支援という表記を追加するものです。

第2項は、家庭的保育事業者等における保育内容支援の連携施設の確保について適用除外を定めるもの。

第3項は、連携が困難な連携施設の確保が困難な場合、小規模A等の事業所を追加するものです。

第4項及び次ページ、第5項は、家庭的保育事業者等における代替保育の連携施設の確保について適用除外を定めるものです。

第6項、第7項は、2項を追加したことに伴う項ずれを改めるものです。

第17条、食事の提供の特例について。第1項第2号は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に必要な営業指導等を行う有資格者に管理栄養士を加えるものです。

制定附則の第3条、連携施設に関する経過措置について、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を、改正前の10年から15年に延長するものです。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第15号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第16号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。会計年度任用職員の地域手当について所要の改正をするため、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー 14、議案第 16 号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

条例改正の背景です。令和 6 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の地域手当を改正したいというものです。

先ほど職員の地域手当の改正をお認めいただきまして、同様に会計年度任用職員についても改正するものです。

2 ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後です。

今回は附則の改正になります。当分の間、第 7 条において準用する給与条例第 8 条の 2 の規定の適用につきましては、職員の地域手当と同様 12 % に改めるものでございます。

附則です。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

御説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 16 号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締

め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第17 議案第17号 開成町教育振興基本計画を策定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。開成町人づくり憲章の教育の基本理念を具現化するために、令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間とする。開成町教育振興基本計画を策定したいので、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長 (田中栄之)

それでは開成町教育振興基本計画案につきまして、計画策定の趣旨、計画期間、計画策定の経過、計画のポイントの順に御説明をいたします。

まず計画策定の趣旨です。ファイルナンバー15、議案第17号 開成町教育振興基本計画を策定することについて、ファイルでは6ページ、計画案本書では3ページをお開きください。

初めに1といたしまして策定の趣旨でございます。この計画につきましては教育基本法に基づき定める計画であること、また、本町の取組といたしまして、平成21年に教育の基本理念として「開成町人づくり憲章」を定めると同時に、「開成町教育振興基本方針」を定め、この方針を具現化するために教育振興基本計画を策定、改定し、取組をこれまで進めてきたこと。このようなことを背景に、平成31年度を始期とする6年間の計画が今年度をもって満了となることから、令和7年度を始期とする4年間の計画を策定するものということを明記してございます。

本計画は開成町教育大綱や開成町教育振興基本方針を具体化していくものであり、国の第4期教育振興基本計画や、神奈川県のかながわ教育ビジョンを参酌しているものでございます。

国の第4期教育振興基本計画は、大きく2つのコンセプトからなっております。

1つ目は持続可能な社会の作り手の育成です。具体的には、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の作り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てること主体性リーダーシップ、想像力、課題設定、解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材を育成すること。

2つ目は日本社会に根差したウェルビーイングの向上でございます。具体的には多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングの向上を図ること。

幸福感、学校や地域でのつながり、協同性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的、一体的に育むことが記載をさせていただきます。

一方、神奈川県のかながわ教育ビジョンにおきましては、共生社会づくりに関わる人づくり、学びを通じた地域の教育力の向上、子育て家庭教育への支援、学び高め合う学校教育など、8つの取組項目からなっております。

ファイルでは9ページ、計画案では6ページをお開きください。計画期間でございます。

本計画の計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間といたします。これまで本計画につきましては町総合計画の計画期間と合わせてきたところであり今回も同様の扱いとしてございます。

総合計画の計画期間、前期4年と合わせることにによりまして一体的、効率的に施策を推進してまいりたいと思っております。

ファイルでは11、12ページ、計画案では8、9ページをお開きください。計画の体系でございます。この計画は町総合計画の中の教育分野における個別計画といった側面を持つとともに、人づくり憲章に定める人づくりを実現するため、教育大綱、教育振興基本方針を踏まえ策定しているものでございます。

人づくり憲章の5つの項目に対し、それぞれ5つの教育基本方針が定められ、その方針に対して施策を設定し、事業立てをしているものでございます。

次に、少し飛びます。ファイルでは74ページ、計画案では71ページをお開きください。計画策定の経過でございます。

計画策定に当たっては、開成町教育推進会議において御議論をいただきました。会議を4回開催し、素案を作成した後、令和6年12月から令和7年1月にかけてパブリックコメントを実施してございます。

ファイルでは73ページ、計画案では70ページ、資料4、令和6年度開成町教育推進会議委員を御覧いただきたいと思います。

園・学校関係者4名、地域住民等9名、学識経験者1名からなります。14名の委員につきましては、男女構成比を半々としまして、年齢構成も現役大学生から老人クラブ連合会会長まで多世代にわたることから、多様で幅広い御意見を頂戴することができたと思っております。

なお本計画策定に当たり、推進会議において複数の委員から教育を受ける当事者である子どもたちの意見、考えを聞くべきではないかという御意見をいただきました。

そこで今回の計画策定に当たりましては、町立小中学校の児童生徒の代表者としまして、児童会、生徒会の子どもたちから学校生活に望むこと、理想の教師等について意見を聞くことといたしました。

その内容につきましては、ファイルでは58ページ、計画案では55ページ、資料2、開成町教育振興基本計画策定に係る町立小中学校児童・生徒との対話につい

てにまとめてございます。

全体を通して今回の計画策定のポイントは大きく2つございます。

1つ目は多様な教育ニーズの対応と教育環境の充実です。具体的には、障害の有無等にかかわらず全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるようにするために生活支援員の配置派遣事業を実施し、子どもたちへのきめ細やかな学習指導や生活指導を充実すること。学校や学級に生きづらさを感じる子どもたちに対して、個に応じた教育を確保するため、教育支援センター、校内教育支援センターを整備し、学校生活への復帰だけでなく、社会的自立を支援すること。

2つ目は、いじめや暴力行為、不登校対策の推進です。具体的にはいじめの防止等に関係する機関及び団体による開成町いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして連携を進め、いじめ防止に向け組織的に対応すること。教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含めた校内支援体制の構築を図るとともに、適宜適切に面談を実施し、いじめや不登校につながる子どもの早期発見、早期対応に取り組むこととございます。

ファイルでは13、14ページ、計画案では10、11ページをお開きください。

本計画において成果指標を設定したものを計画から抜粋して申し上げます。

第1章、生涯を通じての学習や体力づくりを通して自らを高め、自立を図ります。において、①生涯学習プログラムの充実。本町の人口及び高齢者の占める割合も引き続き増加していくと考えられることから、生涯の各期にわたる学習機会の確保に重点的に取り組んでまいります。

②スポーツ・レクリエーション活動の充実。オリンピック種目の多様化、パラスポーツの普及などによりスポーツの裾野が広がり、興味関心のあるスポーツの選択の幅が広がったことから、スポーツに対する関心が高まっているため、生涯の各期にわたるスポーツ・レクリエーション活動の機会の確保に重点的に取り組んでまいります。

③英語力の向上。グローバル社会で活躍できる基礎として、英語力が求められていることから、中学生英語力について、卒業までにCEFR、A-1レベルに到達できるように取り組んでまいります。

④学校教育施設の整備。近年の猛暑により学校教育活動が制約されることも増えているため、部活動による使用頻度も踏まえまして、文命中学校体育館の空調設備設置に向けて取り組みます。

第3章、規範意識や公共の精神を高め、他人を思いやる豊かな心を育てます。において、⑤いじめや暴力行為、不登校対策の推進。いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものであることから、学校、地域、家庭、諸機関と連携し、いじめ問題の克服に向けて重点的に取り組んでまいります。

そして大変に重要な視点としまして⑥学校教育活動の充実。多様な子どもたちが生活する学校において、一人一人のウェルビーイングの確保が必要となることから、

児童・生徒にとって、学校に行くのが楽しいと思えるような教育環境を目指してまいります。

⑦幼児教育の充実。幼児教育が果たす役割が増えていることから、さらなる質の高い幼児教育に向けて研究・実践を進めてまいります。

最後になりますが、この教育振興基本計画により、子どもたちはもとより町民一人一人が学校教育、生涯学習、スポーツ、文化活動などの各分野にわたって自ら参画し、健康で潤いに満ちた幸福な生涯を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

以上御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。非常によく練られた内容だと思うのですが、あと細かな点がありますがそれより先に、添付としてつけられている資料で、ファイルだと 68 ページになるのですが、開成町教育大綱を資料として付けられています。こちら内容としては、教育大綱の中身というのはこれは重要であり、変わらないというところでそのまま付けられていたらっしゃると思うのですが、やはり開成町長、府川裕一という前町長の名前がこのように載っているものをそのままというよりは、やはり中身が変わらないものであっても、ここはやはり現在の町長の名前を開成町長というところで、御挨拶の中身も今の教育に対する思いをここに今の町長の言葉で記していただいた新たな教育、中身は重要視するところは変わらないとしても、こちら御挨拶そして町長の名前を更新された開成町教育大綱をぜひつけていただきたいと思ったのですが、そちらについてお考えを伺います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それではただいまの御質問についてお答えいたします。

御指摘ありがとうございます。今、清水議員から指摘していただいた部分、ちょっとこの後、検討させていただき、何らかの形で反映させていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では内容のほうのちょっと細かな点などで別のページですけど、続けて質問させていただきます。まず 1 点目が、36 ページ町民が学校を支えます。というところですね。現状と課題の（ア）一番上のところで、平成 29 年度の実績として、園・

学校合わせて延べ400名を超える協力を得ています。という文面がございますが、こちらは昨日の御答弁の中でも、令和5年度の実績として園・学校合わせて600名を超えるというところの御答弁がありましたので、これは推移を記して、どれだけ増えているかですとか、現状の新しい情報に更新して記していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。御指摘そのとおりだと思うのですが、これはいわゆる検討に入ったのが、6年7月29日の段階でございましたので、あくまでも直近で、公に外に出ていた数字を使っているということでございまして、こちらにつきましては、これここで決まったものですから、ここで変えますというわけにはいきませんので、今後機会があれば、更新をするということを考えてまいりたいと思っております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

令和5年度でなくても、4年度でも、近いところで平成29年度よりはという思いはございますので、よろしくお願いいたします。

また48ページの第5章のところの（1）町民のまちづくりへの参加支援の現状と課題、（エ）中学校においては防災訓練など地域とのふれあいができる行事が行われています。これも恐らく策定のタイミングにかかってくるかと思うのですけれども、今年度までの教育振興基本計画では、こちらの（エ）については、中学校においてはゲートボール大会や防災訓練などとなっております。そこは確かにゲートボール大会が抜けた形になっているのですけれども、今、防災訓練においても学校と地域の関わり方というのは大きく変わっていますので、こちらはやはり御答弁にあったような策定のタイミングというのが、かつての防災訓練が記されたということでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。今の策定のタイミングが1点と、もう1つ申し上げたいのは、決して今、中学生が防災訓練に参加しないということではございません。学校の事業としてという部分を取り除かれているだけでございまして、従前申し上げていますとおり、某自治会におきましては、代表校の中学生が参加をされたという事実もございますので、ここについては、現状把握としてはさほど離れていないのかなと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下でございます。そもそもこの資料の位置づけ、扱いなのですが、これ例えば、資料のページ数でいくと8と9、これは本来ならば、表として見開きで一つながりになっているべきものではないかと思うのですね。違うのでしょうか。開成町教育基本計画の体系という8ページの9番目の項目の左から順番に開成町人づくり憲章、開成町教育振興基本計画施策とあって、その施策が12に分かれているのですが、次の事業についてというのも同じような幅で12に区切られていて、非常に不親切だなと感じるのですが、これは冊子になったときは、つながっているのかとか、その辺のまずこの資料としての取扱いと、扱いに関わるのですが、この施策の部分、これは1、2、3、4それぞれの項目で上から順番振ってあるのですが、これは大事なことの序列になっているのかどうか、その辺りお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

まず1点目のお話ですけれども、私は手元にプリントアウトしているので当然見開きになります。正直申し上げまして、これまでこれはペーパーベースで外へ出すことを想定していますので、A4縦サイズが見開きで見られるような形になっているということで、ただいま御指摘をいただきましたので、今後電子版として見る時には、A3横1枚になって、紙の場合は折り畳む形になるような形で作っていきたいなと思っているところでございます。ただ、非常に字が小さくなったりしますので、どちらがいいのかということは、これから少し考えたいなと思ってございます。

それから2つ目の、この事業の羅列についてということですが、重要性というよりは、いわゆる系統立てたときにどこからが一番必要になりますかということで、重要性プラス話が後ろに続くかどうかということで見ただけでもいいなと思います。すなわち一番上で言いますと、生涯学習プログラムの充実があって指導者の育成ですとか、施設の整備につながるということでございますので、関連性の中で一番大きなものが最初に持ってこられていると御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

立てつけというか、作り方については分かりました。

同ページ、8ページの内容の表記というか、真ん中よりちょっと下のところ、教育委員会を変えます。とぼんと出てきます。次に、隣の9ページを見ると、そのところは教育委員会の質の向上となっているのですが、恐らくこれが35ページの

ところにつながっているのかなと思うのですけども、ページ数の35です。(イ)のところ、開成町教育委員会の定例会議の開催について云々とあるところ、現状と課題。それからその下の取組なのですが、委員会の質の向上というよりは、アクセスについてのみ書かれているような気がいたします。ここの最初の委員会変えます。何かぽんとあると、よほど何か課題があるのかと思うのですが、実はもっと多くの人にやっていることを知ってもらいたいよということで、変えます、質の向上、それとこの35ページに書かれていることが、私の中では一直線につながるような気がしないのですけど、この辺り少し御説明いただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでお答えをしたいと思います。御指摘大変ありがとうございます。質の向上というところで申し上げますと、難しいのは、では今は質が悪いのかと、こういう議論になるので、決してそういうことではございません。取組そのものを、やはり分かりやすくですとか、開かれたでありますとか、透明性を持ってと、こういったことを表現する中で、質の向上という表現をさせていただいております。

この中で申しますと、例えばですけれども、本書では36ページ、(オ)になります。園・学校の子どもたちの状況を把握するため、から始まる場所、すなわち教育委員会事務局にただ座って見ているのではなくて、しっかりと現場にも行って、子どもたちのその様子を見て、教育方針であるとか、教育環境を整えるための基としていくというようなことで、いわばその行動の原理も含めてここに書いてあるということで御理解をいただければなと思っております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。ページ数でいうところの38なのではないでしょうか。それとも30、教育委員会を変えますという、今、同僚議員も言っていましたけれども、具体的な取組の中で、私は総合教育会議、これを非常に開成町にとって、教育のこれから、その会議には、町長も出席し、教育委員の皆様と一緒に協議をし、いろいろな幼小中から上がってきたことを、そこで議論します。町長がいることによって、たしかそこでも皆さんから予算請求できることができると思います。ここを、今ここには確かに開成町ホームページで公表していると書いてありますけれども、こちらを、もっと総合教育会議の議事録を公表しております。私も必ず見ておりますけれども、非常にこういうことをもっとも町民の方に知っていただく、見ていただくためにも、もう少ししっかりと見ていただくような表示の仕方をしてくれると、町民の方も、いい形でホームページからそちらに行ってみてくれると思うのですけれども。

これたしか、ちょっと細かくなりますけど、昨年、町長になってから、5年度に、

5年にやっております。たしか6年の議事録が公開されていないと思います。ただ、社会教育委員会はしっかりと公表されていますけど、その点も含めて、この表示の仕方を、もっと町民の方にしっかりと見ていただくような表示の仕方をするように対してはいかがお考えでしょう。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。令和6年度につきましては、今月の開催を予定しておりますので、終わりましたらそのような対応をさせていただきたいと思います。

それと町民の皆様への議事録等の見やすさということについては、ホームページのリニューアル等もございますので、そういう機会を通じて、より見やすい形の工夫を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

失礼いたしました。いつも秋口までには開催していたようなので、6年度はこれからということで理解いたしましたけれども、確かに、本当にこれ、こちらの議事録、もういろいろな幼・少・中を含めて、いろいろな意見を吸い上げていたことがしっかりと教育委員の方から町長と話し合い、いろいろなことが今こういうことをしている、こういうことを要望している。こういう学校現場であるのだと、しっかりと明示されているので、そういう意味で、改めて言いますが、今、参事兼企画政策課長から、しっかりとそういうのを考えていくように言いますが、本当にこれ、もうちょっと町民の方が、しっかりと見やすいような、何か見てくださいよというような何かしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○2番（吉田敏郎）

同じような答弁になると思いますが、ではお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

先ほど申し上げましたとおり、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

先ほど同僚議員から冊子になったときには、どのようなことになるのでしょうかというフレーズがあったわけですが、私も冊子になった場合には、どのようなことになるのかという視点から1点質問させていただきます。

先ほど参事兼課長から、国の第4期教育振興基本計画云々から始まり、開成町の第4期の開成町教育振興基本計画というフレーズ、お話がありました。

この開成町の教育振興基本計画は、第3次として、令和元年度から令和6年度までということで、しっかりとホームページにも、または私も昨日の一般質問でもそのようなお話をさせていただいたわけですが、今回令和7年度から令和10年度のところのお話の中で、表紙に第4次というものが載ってございません。この辺が第4期開成町教育振興基本計画になるのか、それとも町の総合計画に準ずるということで、あえてこの数字的な何々期、何々次というものをあえて今年度から外した形で開成町教育基本計画というものが冊子となって、皆様に知らしめられるのか、その辺、御答弁をお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではお答えしたいと思います。ただいま御発言ありましたとおり、やはり総合計画を意識したというのが1点。

それからその第何期とつけることの意味としまして、ある部分もあるのでしょうかけれども、この下に令和7年度から令和10年度、いつからいつまでのものですよと明記をしておりますので、特に期別を入れなくても、どのタイミングで作成されていて、中身は何年度から何年度のための表記であったのかということが分かるということで今回からは記入をしていないというところでございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。今、参事兼課長から、今回からはその数字は入れないということで、開成町教育振興基本計画とさせていただいたというところですが、先ほど同僚議員からも総合教育会議というところの視点もございました。

町長もこの点については同意されて、今回からはというところで、このような議案になったという理解でよろしゅうございましょうか。御答弁願います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件につきましては、まず、本文中においては、第4期という表現は何か所かされておりますので、ここの表紙に載るか載らないかということかと思うので

すけれども、質問に対するお答えとしましては、この点については私どもは何て言いましょう一切もう全てお任せしているような形であります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。本計画書の中で言いますと、7 ページ、進捗状況等の点検というところでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

毎年、この計画の評価を出されて、いつも私、評価、大変関係される方は大変なのだろうなと思っているのですけれども、そういったところで、教育委員会事務局町関係課により、自己評価を記載したシートを出され、このシートを、教育長が任命する委員さんで構成する開成町教育改革検証会議において作成されたシートに基づいて自己評価の妥当性を審議しますとありますけれども、この開成町教育改革検証会議と言っていいのですか。この辺も活動年に何回ぐらい活動されているのかと、この委員さんたちの構成ですね。何名とか、期間、任期期間とか、構成人数だけでも結構なので、ちょっとその辺お示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思います。開成町教育改革検証会議のまず委員につきましては3名でございます。中身を申し上げますと、社会教育委員会関係から1名、それから学校の運営協議会に関わっていただいている方、そして小学校、中学校のうち1名校長先生に入っていただくということで3名の委員でございます。

会議につきましては、おおむね毎年2回行われておりまして、まず1回目で御意見を出していただいて、2回目で検討の報告書の策定に至るところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この委員さん、教育長が委嘱されるということなのですが、この委員さんに教育長が求めたい、求めるものというものがありましたら、ちょっとお示ししていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

では、ただいまの質問についてお答えしたいと思います。この委員さん方に求め

るものと言いますと、やはりこの検証をしていただくということで、そのためには幅広い見識、または経験をお持ちの方が適しているのではないかと考えておりますので、この今現在の3名の方はそういった資質をお持ちの方だと認識しております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。先ほど参事から委員さんを3名ありました。それは皆さんそれなりのお立場の方なので、しっかりと評価していただけたと思います。

次に、ちょっと質問のページが飛んでしまうのですけれども、議長よろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

はい。

○9番（佐々木 昇）

冊子の中の55ページ、今回、小学生、中学生、児童・生徒から対話を行ったということですが、これで、先ほどの話ではないですけど、前期3期の計画と、今回4期の計画で、何か効果的なものが見えたか、その辺があればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

それではお答えをさせていただきたいと思います。今回先ほど申し上げましたように、いわゆる紙あるいはパソコン等によるアンケートではなくて、直接会って話をしたというところは大変意味があったなとまず思っているところでございます。

結果としては、教育というお話になりますと、特に我々大人たちがよかれと思ひまして、ああだ、こうだと、こうするべきではないかと議論しがちなのですけれども、今回、児童・生徒さんが、実は学校、あるいは学校教育に対してかなり明確な思いがあるということが明らかになったということで、これが最大の収穫だったなと考えているところでございます。

その中で、各委員さんとも話した中で、一番我々が今後思うことというのは、1つは小学校も中学校も異学年との交流を楽しみにしていますよということ。それからもう1つは、お互いにその勉強をし合う協働的な学び、小学校の時点でもこういった御意見が出ているということ、こういったことを忘れずに、我々はしっかりと開成町の教育というものを進めていこうかなというのが1点。

具体的には、先ほどの異学年との交流でいいますと、開成小学校においては実は6年生と1年生の教室が互い違いであったり、南小学校もそうです。なかなか6年生と1年生というのは、学校内においては出会うこともないのでありますが、まず物理的に近づけることによって、日頃の学校活動の中でも、6年生は自然に1年生の面倒を見るとか、1年生は自然に6年生のいわゆるお兄さんお姉さんのやっていることを見て学んでいくということで、こういったものが現場は先に動いておりますけれども、こういう計画あるいは我々の思いの中でも、そういったものを大切に

しながら、これから開成町の計画は進めていかなければいけませんし、この中には、具体的には施策に関わるものですから、個別には出てきませんが、そういったものを学校とも情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番山下です。資料の22ページになります。真ん中辺り、（3）体育や食育の充実というところで、ここのアのところの文章なのですが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化や子どもたちの体力低下傾向が課題であり、そこから先です。生涯学習にわたって健康保持し、豊かなスポーツライフの実現に取り組んでいます。

点の前の部分と後の部分、全く何かつながってないような気がするの私だけでしょうか。ここが課題ということであれば、まずは現状を示していただいてその後課題を持ってくるべきかなと、ほかのところはそういう立てつけになっているように思うのですが、やったらあとは平均を上回っている、下回っているというだけで、このことが要するに今フレイル予防とか、いろいろやられていますけれども、平均より上だからいい、下だからいいという見え方になってしまうので、ここから筋力の低下や体力の低下というところが課題であるという導き方にしないと、何か成績至上主義みたいに見えなくもないかなというように気がしていますので、ちょっとそここのところの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでお答えをしたいと思います。御指摘はありがとうございます。ただ、この文面は、ウのところ、いわゆる現実問題として今の子どもたちの体力はどうかと、これは巷間で言われていますように、残念ながら開成町の子どもたちも毎年数字としては下がっていくというところでございます。

まずこういったところについては、当然小学校、中学校で、体育の授業というのがありますけれども、実はその前の段階ということで、その隣の23ページにいきますと、幼稚園においてはと、これは公立幼稚園を指すわけですがけれども、様々な遊びの中で体を動かすということで、こういったところからまずやっていきたいと思いますということをお伝えしていると御理解いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。今の御答弁でも、いまひとつ釈然としなかったのですが、数値的に下回っている、上回っている、このことが、下回っていることが課題なのか、

そこから導き出される課題があるのかというような表現にしたほうが、対競技ではなくて、体育というものについてはふさわしいのではないかという意味で、先ほど質問をさせていただきました。改めてそこについての見解をお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それは、ちょっと言葉が足りなかったのかなと思います。そこで言いますと、このいわゆる現状と課題のウを受けて、具体的な取組の（ウ）小学校、中学校においてはから始まりますけれども、後段ですね。子どもたちに体を動かすことの喜びを味合わせるということ。それで結果として、運動能力や体力の向上に取り組むというところで、先ほどの課題の上で言えば、下がり続けているこの体力というものを、やはり向上に向けて、学校を通じて取り組んでまいりたいということで具体的な取組の中に記載があるというところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ということであれば、そうした補足説明がなくても分かるような表現に改めることを一度検討していただけないかなと思うところと、すみません、そこにも関連するのかしないのかちょっとページに戻るのですけども、20ページの下から2行目に、自己肯定感と自己有用感というものが並べて書いてあります。自己有用感是人から必要とされているとか、そういった意味合いだと思うのですが、小学校、中学校ぐらいのところでは、まだ大器晩成という方もいらっしゃると思いますので、自己肯定感、要するに、そんなにぱっと成績がいいわけでも、スポーツが得意なわけではないけども、1つの命として、あなたがいるだけで尊重されなければいけないのだというようなことを考えると、役に立つか、立たないかみたいな、自己効力感とか、有用感とかという表現はなくても、自己肯定感だけでいいのかなとも思うのですが、そこを入れられた意図を御説明いただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではお答えしたいと思います。その言語といいましょうか、言葉の持つ意味合いというのは、それぞれ受け取り方でありますので、ただいまの御意見は大変貴重な御意見として承っておきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げました国におきますところの教育振興基本計画においても、自己肯定感という言葉であるとか、本文の中では、自己有用感と。すなわちどうしても今の子どもたちが、とても自分を低く見積もってしまうといいましょうか、どうせ自分なんかはということが多いと言われている。開成町の子どもたちがそうであると言っているわけではなくて、一般論としてそう言われていますから、こうい

ったことのないように、まさに今、山下議員おっしゃるように、それぞれ一人一人がしっかりと輝いていけるような社会の一員になれるようにということで、教育というのは理念を追いかけるものでございますので、こういう部分については、言葉としてこうなっているけれども、だからこそ、こういうことをしていきますよということで記載をされているということで、別段、否定的な意味でここに記載をされているわけではないと思ってございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5 番、武井議員。

○5 番（武井正広）

5 番、武井です。全体的な少し話をなるのですけれども、この開成町教育振興基本計画が、最初が2009年にスタートしていると。今回第4期となるわけですが、16年前、当時最初つくるとき、私も関わらせていただいたので、よく覚えておるのですが、そのときの教育長いらっしゃいまして、そのときは、全国でも先駆的な取組だったと認識しております。

今現在も振興基本計画というものを持っていない町も当然あるわけですし、こういった取組こそが、昨日も一般質問の中でいろいろなやり取りありましたが、教育のまち開成ではないのかなと、私は思うところであります。

改めて、このまちづくり検証があったりとか、この計画があることによって、開成町の教育の方針や方向性が、町全体として動きやすくなってきたのかどうかということを改めて伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

ありがとうございます。ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

様々なこういった教育基本振興計画以外にも、教育大綱とかございます。

昨日の私の答弁の中でも、ちょっとお話しした部分なのですが、こういったものを基に、各学校や園で、学校経営のいわゆるグランドデザイン等を作成しておりますので、こういったものを指針として、それぞれの現場での実際の取組が計画されるということで大変意義のある、こういったものがあることによって、開成町の教育の方向性が、ベクトルが一致するというようなことがなされていると考えます。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○5 番（武井正広）

ありがとうございます。まさしくバイブルみたいなものでして、町全体それから教育といっても学校教育だけではないですから、生涯教育、全て含めて同じ方向性、同じ方針を見ていけると。本当に素晴らしい計画だなと思うところではあります。

最後、具体的なところで1つ質問したいのですが、中身のところで、32ページ見ていただきますと、いわゆるスマホとか、インターネットというところですけども、やはり作り始めた当時と今、世の中が全然変わってきてまして、ここでも、そういう有害なところと有害情報とか、そういったことが書かれているのですが、結論から言いますと、正直この取組がもう少し弱いのかなというところであって、今はかなりこの部分が大きくなってきてしまっていると。様々、ここには、子どもたちにとって情報の危険性、必要性等について自分で判断できるように指導します。そうなのです。実はただそこが一番難しいではないですか。取組としては、子どもたちのスマホ、スマホ等の学校内の持込みは禁止されていますが、使い方に関するルールについては、家庭と連携を図ります。またネットモラル著作権等、いろいろこう書いてありますけれども、当時も、スマホの活用は家庭の問題だろうというような議論がありました。それはそのとおりだと思うところもある反面、もう世の中が変わってきてしまっているところがある。だからやはり子どものうちから、きちんとそういう情報モラルとか、誹謗中傷の類もたくさんあります。大人でも判断できない人たちはたくさんいます。この中でやはりこういったところは、書きぶりはこうかもしれませんけれども、もっとしっかりやっていくことが、実は開成町の子どもたち、そして大人に向けても教育として大切な部分ではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをします。本当に非常に難しい問題でありまして、例えば学校で配布します1人1台のタブレットについても、強いて言うと抜け穴みたいなものを見つけて、外へとつながるであるとか、あとはそのゲームの中での何かコミュニティを通じて、何かこうつながってしまうとかということがあるというのは耳にしています。

愚直なお話になろうかと思いますが、やはり学校あるいはPTA等を通して、情報モラル教室は今もやっています。ただ、そこでよく保護者の方から聞かれるのは、例えば自分の部屋に持ち帰ってから何をしているのか分からないとか、そういったようなお話もありますので、ここの部分については、児童・生徒への指導プラスやはり親御さんがもっとしっかり見ていただきたいよというお話をし続けていくことが1点。

それから物理的には、いつもお話ししますが、ネットパトロールを実施しまして、特にSNS等に割と簡単に顔が分かる。名前が分かるような写真を上げてしまうというものがありますので、これはネットパトロールの中で見つけていただいて、すぐ指導をするということをしていますけれども、やはりそういったものが、ことが重大性を持つ前に、しっかりとそういうもののいい意味で芽を摘み取っていくといいでしょうか、悪い芽を摘み取っていくといいでしょうか、これは続けていかなければいけませんし、ただ、この分野の発展というのは、日進月歩であります

ので、やっても、やってもまた先んじというのがありますから、ここは常に大人、我々も含めて、しっかりと目を配っていかなければいけませんし、そういった取組は続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

5 番、武井議員。

○5 番（武井正広）

やってもやってもと、日進月歩という話も、もちろんそうなのです。だからこそ、一步踏み込んで、さらにこの4年間取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

10 番、山下議員。

○10 番（山下純夫）

10 番、山下です。42 ページ、ページ数の42 ページです。自然や環境、歴史や伝統云々というところで、歴史や伝統のところ矢倉沢往還と同時に、開物成務、昨日もいろいろ出ていましたけども、そこが出ているのですが、もう1つ、中学の名前の由来にもなった文命、これは文命用水等々、それから自然災害の歴史とも絡むところだと思います。非常に多岐にわたる様々な視点からの捉え方ができるものだと思うのですが、そこについては触れられていないのですが、これは実施計画等々では入ってくる予定があるのか、その辺り、何か決まっていることがあればお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。ここでは大きなものというところで捉えをしております、町には文化財保護委員の方々もいらっしゃいますので、その活動の中で取り上げていくもの、あとは地域の方々と、禹王について研究されている方々もいらっしゃいますので、そういった方々の連携といったところも必要なものだと考えてございます。実態としては、この後、実働の部分で様々な生涯学習講座だとか、そういったところに落とし込んでいくという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

10 番、山下議員。

○10 番（山下純夫）

御説明いただきありがとうございます。分かりました。実は、夏頃ですかね、毎年、教員対象にした初任者研修というのが行われていると思うのですが、そこで取り上げられているのが、文命用水とか、治水とかのこととありますので、初任者研

修で取り上げるくらいのテーマであれば、ここに載っていてもしかるべきではないかなというような視点で質問させていただきました。今後御検討いただければと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第17号 開成町教育振興基本計画を策定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午前11時47分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

日程第18 議案第18号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それではファイルナンバー16、議案第18号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第8号）をお開きください。

議案第18号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明をいたします。

資料2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入となります。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税から21款町債、1項町債まで補正額の合計は499万3,000円の減額となります。

続きまして、資料は3ページをお願いいたします歳出になります。2款総務費、

1 項総務管理費から 1 3 款予備費、1 項予備費まで、補正額の合計は 4 9 9 万 3, 0 0 0 円の減額となります。

歳入歳出共に 4 9 9 万 3, 0 0 0 円減額補正いたしまして、総額 8 4 億 2, 3 0 5 万 3, 0 0 0 円の予算額とするものでございます。

続いて 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許補正費です。今回は 1 件の追加となります。8 款消防費、1 項消防費、事業名、地域防災緊急整備事業費、金額 2, 1 7 3 万 5, 0 0 0 円でございます。こちらは後ほど歳出で御説明いたします。地域防災緊急整備事業につきまして、令和 7 年度にかけて事業を繰り越すものでございます。

続いて 5 ページをお願いいたします。

表、第 3 表 地方債補正です。今回は 1 件の追加と 1 件の変更の計 2 件となります。

最初に 1、追加でございます。起債の目的、地域防災緊急整備事業債、限度額 5 8 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に変更になります。記載の目的、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業債、補正前 4 億 1 0 0 万円、補正後 2 億 2, 0 0 0 万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなります。

関連いたしまして、お手数ですが、最後のページ、1 5 ページを御覧ください。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高、並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調査となります。

表の中央、補正前の額で、当該年度末現在高見込額の一番下、合計のところでございます。7 3 億 9 1 3 万 1, 0 0 0 円となります。

次に、表の右側、補正後の額で、当該年度末現在高見込額の一番下、合計でございます、7 1 億 3, 3 9 3 万 1, 0 0 0 円となります。

続いて、補正予算の詳細説明に移らせていただきます。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。資料は 9 ページにお戻りいただき御覧いただければと思います。2 の歳入からになります。

○産業振興課長（中村 睦）

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、説明欄、森林環境譲与税 1 万 8, 0 0 0 円、こちらにつきましては、交付額確定に伴う増額となります。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして、1 0 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、説明欄、普通交付税 1 億 1, 2 0 5 万 7, 0 0 0 円の増となります。こちらは国の補正予算におきまして地方交付税が増額されたことによる再算定の結果により増額をするものでございます。

○こども課長（田中美津子）

次に14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、説明欄、子どものための教育保育給付費交付金2,147万5,000円の増額です。こちらは保育所等への保育給付として支払う歳出の増額に伴う国負担金の増額分となります。詳細につきましては歳出側で説明させていただきます。補助率は国基準額の2分の1となります。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍情報システム改修費補助金、説明欄、戸籍情報システム改修費補助金135万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、今年度予定しておりましたシステム改修が見送られたことによる減額となります。詳細につきましては歳出で御説明させていただきます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続いて12節地方創生交付金、説明欄、新しい地方経済生活環境創生交付金地域防災緊急整備型1,082万7,000円でございます。こちらも歳出で説明する地域防災緊急整備事業の財源として国の新しい地方経済生活環境創生交付金を充当するものでございます。

○こども課長（田中美津子）

続いて、3目民生費国庫補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金1,936万3,000円の増額です。年度途中で補助金の要綱改正があり、補助内容、基準額等が変更されました。この改正要綱での申請により、交付額の決定がありましたので、当初予算との差額を増額するものです。補助率は、国基準の3分の1となります。

その下、就学前教育保育施設整備交付金439万2,000円の減額です。こちらにつきましては、今年度民間保育所1か所の雨漏り対策で屋根の大規模修繕工事を予定して実施しております。ここで国からの内示がありましたので、当初予算額との差額について減額するものです。説明につきましては歳出側で詳細のほう、説明させていただきます。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、1つ下、6目土木費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、補正額404万5,000円の減額補正です。こちらは、町道200号線舗装補修工事や、町道204号線の改良工事、橋りょう点検委託や、橋りょうの補修工事に伴う国庫補助金の内示減によるものです。

○こども課長（田中美津子）

次のページに進んでいただき、10ページになります。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、説明欄、子どものための教育保育給付費交付金905万2,000円の増額です。先ほどの国庫負担金同様、保育所等への支払う歳出の増に伴い、県の負担額が変更になるため、ここで増額補正するものです。補助率は県基準額の4分の1です。

続いて、同じく15款2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金692万9,000円の増額です。こちらも年度途中県の補助金要綱の改正があり、ここで交付金の額が確定され、示されましたので、当初予算との差額を増額補正するものです。補助率は県基準3分の1になります。

○産業振興課長（中村 睦）

17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金、説明欄、あじさい維持管理事業寄附金4万9,000円の増額です。こちらにつきましては1団体からの寄附金を入金をするものです。

続きまして、5目商工費寄附金、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄附金18万1,000円の増額です。こちらにつきましては、瀬戸屋敷来園者から募金された額を寄附金として入金するものです。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして9款教育費、9目教育費寄附金、説明欄、教育振興事業寄附金、補正額4万6,000円、教育振興への活用を趣旨とする篤志家の方からの寄附金となります。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして21款町債、1項町債、5目土木債、説明欄、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業債1億8,100万円の減額です。こちらは駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計繰出金の減額によりまして、町債の発行を減額するものでございます。

続いて、6目消防債、説明欄、地域防災緊急整備事業債580万円です。こちらは国の補正予算によりまして創設された新しい地方経済生活環境創生交付金を活用いたしまして、避難所の生活環境の改善に資する車両や資機材を購入する地域防災緊急整備事業を実施するための財源として、町債を発行するものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出の説明になります。11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、説明欄、庁舎管理費、光熱水費900万円の減額でございます。こちら庁舎のほか、町民センターの電気料金に係る予算となります。町民センターが改修工事のため12月まで休館していたこと、また令和6年度当初予算の算定時には、政府による電気料金の補助金が終わる想定で予算計上しておりましたが、令和6年度も断続的に補助があったことなどにより執行残が発生する見込みであることから減額するものでございます。

○税務窓口課長（奥津亮一）

続きましてその下、7目電算管理費、説明欄、戸籍システム管理費、法改正対応に伴う戸籍附票システム改修業務委託料135万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては現在進められております戸籍への振り仮名作業に関連する改修でございましたが、国から令和8年度以降に実施する旨の連絡がありました。それに伴い今年度の事業執行がなくなったため減額するものでございます。

○保険健康課長（土井直美）

続きまして12目諸費、説明欄、過年度分精算金、感染症予防事業費等国庫補助金精算金59万4,000円、こちらは令和5年度緊急風疹抗体検査事業の実績報告に伴う精算金になります。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金精算金3,193万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金精算金240万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金精算金8万円、これら全て令和4年度から5年度へ繰り越した事業を含む実績報告等に伴う精算金になります。

○こども課長（田中美津子）

同じく過年度精算金子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫負担金精算金130万円、同じく事務費7万7,000円です。全額国負担の事業で、令和5年度分の実績報告により額が確定しましたので、既に歳入として受け入れた金額との差額を返還し、精算するものでございます。

続いて3款民生費、1項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、歳入側で補正しております、国及び県からの交付金の増額に伴う財源更正になります。

1ページ進んでいただいて、ページは12ページを御覧ください。

2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費7,998万9,000円、内訳につきましては保育所入所児童委託料6,579万2,000円の増額、民間保育所整備費補助金159万3,000円の減額、扶助費1,579万円の増額です。こちらにつきましては令和6年度の人事院勧告により、公定価格の各単価が改定されました。令和6年度の改定率は10.7%と大幅な引上げとなり、令和6年4月に遡り適用するため当初予算額の不足が見込まれ、支出見込額との差額を補正するものでございます。

次の民間保育所整備費補助金ですが、今年度当初予算にて、民間保育所1か所の屋根の大規模改修修繕工事を国の交付金を活用して計画しておりました。しかし国の予算不足により、内示が大幅に遅れたことで、工事開始時期が遅れ、これにより工事費用の増額が生じたことに加え、工事が年度内に完了せず、年度をまたぐ2か年度にわたる事業になったことで、令和6年度は8割、令和7年度2割の執行として国からの交付金を受け、町の補助分と合わせて支払うものとなります。差引き記載の金額を減額するものです。

その下、こども家庭センター、子どもに関するデータ連携による支援実証事業委託料397万4,000円の減額です。本事業は、令和4年度から継続事業で、令和5年度に引き続き令和6年度につきましても、町予算で進める予定でございましたけれども、こども家庭庁のこどもデータ連携実証事業の再委託を受けたことで、費用は全額こども家庭庁が負担することにおいて事業実施いたしました。町単独での費用が生じることに備えておりましたが、支出は生じず、ここで減額補正するものでございます。

○産業振興課長（中村 睦）

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、説明欄、町の花あじさい維持管理事業費積立金 4 万 9, 0 0 0 円の増額です。こちらにつきましては、歳入で御説明しました 1 団体からの寄附があったものを積み立てるものです。

続きまして、説明欄、森林環境譲与税積立金 1 2 4 万 8, 0 0 0 円の増額です。森林環境譲与税を活用し、小学校に机、椅子を購入した以外の費用を積み立てるものとなります。

続きまして、6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費積立金 1 8 万 1, 0 0 0 円の増額です。こちらにつきましても、歳入で御説明しました、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業費に積み立てるものとなります。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路新設改良費、2 9 9 万 5, 0 0 0 円の減額です。国庫補助金の内示額減に伴う財源更正になります。

その下、橋りょう整備費 1 0 0 万円の減額補正です。こちらは入札差金に伴う減額補正になります。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、1 3 ページを御覧ください。7 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、2 7 節繰出金、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金 1 億 8, 5 6 0 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。こちらにつきましては、開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計における事業費の減額補正に対して、一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、8 款 1 項消防費、1 目常備消防費、説明欄、常備消防事務委託料 4 5 9 万 9, 0 0 0 円でございます。こちらにつきましては、昨年の人事院勧告に伴う消防職員の人件費、また退職手当の増額などにより増額するものでございます。その下の 5 目災害対策費、説明欄、地域防災緊急整備事業費 2, 1 7 3 万 5, 0 0 0 円でございます。多目的トイレカーの購入につきましては、ハイエースをベース車両として、通常は 6 人乗りの公用車として使用するとともに、災害時には座席シートを取り外し、車内にトイレルームを 2 部屋設置することができます。このトイレは水を使わず、衛生的に無臭処理できるウォーターレスト入れとして使用できるものでございます。また、屋外イベント時でも、仮設トイレや休憩、救護室としても使用でき、平時の活用、有事の機能発揮を形にした 1 台で多目的に活用できる車両として購入するものでございます。

自動ラップ式トイレにつきましては、熱圧着によって 1 回ごとにラップして自動で密封する簡易トイレとして整備するものでございます。

超大型冷風機につきましては、空調設備のない開成小学校と開成南小学校の体育

館に熱中症対策として、それぞれ4台ずつ整備するものでございます。

ポータブル蓄電池につきましては、ソーラーパネルのセットになった蓄電池として、超大型冷風機と同様、災害時の避難所での生活環境改善を目的に整備するものでございます。なお、本事業につきましては、令和7年度への繰越事業となります。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金、説明欄、教育振興基金積立金4万6,000円です。歳入で御説明しました寄附金を教育振興基金に積み立てるものです。積立後の教育振興基金の現在高は133万6,000円となります。

次のページに移ります。2項開成小学校費、1目学校管理費、説明欄、光熱水費230万円の減、電気料金の算定見直しにより生じた執行残について減額を行うものでございます。

3項開成南小学校費、1目学校管理費、説明欄、燃料費36万8,000円の増、開成南小学校の空調はガスを使用してございます。猛暑の対策としまして空調を活用したこと、また都市ガスの料金が高騰していることから不足が生じたため、不足額を増額するものです。同じく説明欄、光熱水費270万円の減、こちらは電気料金の算定見直しにより生じた執行残について減額を行うものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして11款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費、説明欄、財政調整基金積立金5,000万円の増でございます。今後の大型事業による年度間の財源の不均衡を調整するため、財政調整基金の積立を行うものでございます。

続きまして2目減債基金費、説明欄、減債基金積立金2,777万7,000円の増額となります。こちら歳入側で説明いたしました普通交付税の再算定による増額につきまして、この増額の中に令和7年度及び令和8年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債の経費も含まれているため、この分を減債基金に積み立てさせていただくための増額となります。この積み立てた額につきましては、令和7年度及び令和8年度に取り崩すことを考えてございます。

続いて13款予備費となります。今回の補正によります歳入歳出の差額につきまして、予備費を2,144万6,000円減額することにより調整をいたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。13ページ、8款消防費、5目災害対策費、こちらの地域防災緊急整備事業費の中の多目的トイレカー購入費について伺います。こちら1,180万4,000円と計上されておりますが、先ほどの御説明の中で、車両タイプはハイエースで、その中でトイレが使える形になって、かつ公用車としても今後

活用ができるというお話だったのですが、車両の中のトイレユニットみたいなものが外せる状況で車が運用できるのか、常にトイレとして動き回るのかというところと、実際この狭い町域の中で災害が起きたときに、こういった形で配備をしていく予定なのか、まずそこを伺います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。トイレにつきましては、個室のユニットがついているような形の中で、最大2部屋、2基設置できるということで、通常はそれは常設ではない。基本的には6人乗りの公用車として使用するということです。

活用方法については、トイレというのは基本的に今、町の備蓄の計画の中で準備、整備を進めているのですが、まだまだ数的には不足しているといったような形の中で、自由に移動できますので、例えば、ここの避難所だと今、トイレが足りないよとか、ここの避難場所はトイレが足りないよというような形の中で、それは臨機応変に大規模災害時には対応して使用していきたい、活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

配備箇所が特定の場所ではなく、随時状況に合わせて移動するという認識で、次の質問させていただきます。

実際、このトイレを運用するに当たって、今のお話を聞く限りでは、ハイエースのハイルーフのスーパーロングの一番大きい形の車体になるのではないかと思います。ですが、実際大きい車体で6名しか乗れず、その他の空間が、恐らく貨物スペースみたいになるかと思います。そういった形の車両を運用するに当たって、現在の公用車で足りていないような部分があるのか。もし現状で公用車が足りていれば、そのような大型の車両が1台、役場に置いてあることによって、それがうまく活用されるのかというところが懸念されるのですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは私からお答えいたします。現在、公用車として保有しているのは10人乗りのワゴンタイプでございまして、かなり活用されております。10人乗らない場合というのもございますので、今回のような公用車が1台増えることによって、利活用が進むものと思っております。

全体の公用車そのものといましては、この1台を加えて、ちょうど充足できるのではないかと、このように考えております。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○ 4 番（井上慎司）

導入されても眠ることなく有効活用されていくということで確認させていただきました。

それで車を 1 台増設するに当たって、災害時のトイレをしっかり確保するということなのですが、実際自動式ラップトイレが別途で購入されているところに、さらに追加で移動式トイレというものが導入される予定ということなのですが、実際、災害時で必要とされるのは、夜間の照明なども必要ではないかと思っていて、もし公費で購入されるのであれば、このトイレを充実させるよりも、自家発電式の投光器を複数台購入したほうが、もしこの 1, 0 0 0 万円の使い道としては私は適切だったのではないかと思うのですが、そういった部分は検討されたのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。照明については、投光器というのは、今結構備蓄がある状態です。このトイレには、ソーラーパネルも付いていまして、災害時のエネルギー対策としても活用できるというような形がありますので、投光器などもこの車両で照らすことができます。投光器自体は結構備蓄はしておりますので、その辺は大丈夫だと思います。

それとあとこちらは、今、全国でも結構広がってきまして、これ車両を持っている自治体と協定を今後締結していくということも現在検討しております。そうしますと、持っている自治体が、例えばうちのほうで大きな災害があったときに応援車両として来てもらえるということもありますので、そういった活用も含めた中で、今回これ予算要求させてもらったということです。

それとあと、費用面で言うと、先ほど歳入のところでも言いましたけれども、新しいこの交付金ということで、対象事業費のまず 2 分の 1 が交付金として交付されます。それと先ほど地域防災緊急整備事業債、町債の話もしましたけれども、こちらの部分は、トイレカーの 2 分の 1 の交付金を差し引いた補助裏分として、充当率 1 0 0 % の交付税措置率が 5 0 % の地方債ということですので、実際、町の持ち出しというのは本当に少ないというような形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 0 番、山下議員。

○ 1 0 番（山下純夫）

1 0 番、山下純夫です。費目が災害対策費ということなのですが、このトイレカーを導入すること自体、私は非常にいいことだと思うのですが、災害まで使わないとなると、なかなか稼働率の問題で、トイレカーですので、公用車としては稼働

率上がるかもしれないのですけれども、なのでそれ以外のイベントですとか、そういったタイミングでの使用というのは念頭にありますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。先ほど説明のときでも少し触れさせていただいたのですけれども、屋外イベント、例えば、6月のあじさいまつりでの仮設トイレ、また暑い時期にもなってきますので、いざというときには、座席のシートを外して、ポータブルベッドというのも一緒にありますので、ちょっとした救護室にもなるというような形の中で、屋外イベントを中心とした公用車だけではなくて、平時の活用というのも、有効活用として図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

平時の有効活用というお言葉もいただきました。ふれあい農園等、男性だけ使うのなら、どうにかなるのでしょうか、お子さん、御家族で使うというときに、やはりトイレ等々がないということが気になると言われる声も聞いておりますので、可能かどうか分かりませんが、そういうシーンでの活用も御検討いただければと思います。御検討の余地ありますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

正直今そこまでの想定はしていなかったのですけれども、せっかくあるものですから、もちろん有効活用していきたいと思いますので、町内の中で、いい活用策等も含めて積極的に活用していければと考えております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。ページ、今と同じページで説明も同じところなのですけれども、超大型冷風機購入費というところで、ちょっと超大型冷風機ということなのですけれども、ちょっと形状をどのようなものなのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは御説明をさせていただきます。防災の予算ではございますけれども、少し導入の経過をお話しますと、来年、御承知のように、来年度、文命中学校には空

調設備を設置するわけですが、開成小、南小学校については、という御意見をよく頂戴をいたしておりました。まずは何かをしなければいけないということで、こちらのほうでいろいろなものを当たっていきますと、全国の学校で、超大型気化式冷風機というものを置いてございます。簡単に言うとスポットクーラーなどと呼ばれているものになります。これカタログ値ではありますけれども、大体そうですね、幅が1メートルぐらい、高さは1メートル78ぐらいですね。奥行きが大体1メートルぐらいと。ただ、これのいいところは、まず可動式であるということが1点。したがって、使わないときは倉庫等にしまっておくことができるということ。それからいわゆる電力は単相100ボルトですから、電気工事を要しないということ、この2点が非常に有効だということで、かなり導入が進んでございます。

私ども学校教育課としては、これを導入したいということで、いろいろなところでお話を申し上げたところ、ちょうど防災でも、こういう補助金もありますし、当然有事の際の備えとして用意をするわけですが、平時については学校の中で使わせていただくということで、言わば一挙両得というような形の中で、事業執行は可能ではないかということで検討を重ねまして、今般、補正予算ということで挙げさせていただいたというところでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。私も気にしていたところ、トイレカーも平時使用というのが出ていましたけれども、この防災の関係の補助金ということで、平時の使用が可能なのかというのを気になっておりましたので、可能だということで理解しました。よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。ページと項目も同じ場所になります。一番下部のポータブル蓄電池について、お尋ねをさせていただきます。

トイレカーのほう、太陽光発電、機能があるという御答弁いただきましたけれども、その太陽光発電とポータブル蓄電池の関連性というか、そのまま充電ができるとか、蓄電ができるとかというところの機能はいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。蓄電池につきましては、この蓄電池自体がソーラーパネルもセットになったものということで整備、購入するというものです。

こちらのトイレカーの車両の、もちろんソーラーパネルも活用ができると思いま

すけれども、今回蓄電池については、ソーラーパネルもセットになったものと、ということです。御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

8 番、寺野議員。

○8 番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。ふだんの常時の使い方というか、ふだんから庁舎で蓄電をしておいて、有事のときに使っていくような形になるのか、それともその太陽光発電の蓄電のみで利用されるのか、ちょっと今、これからまたいろいろ御検討される余地はあるかと思うのですけれども、こういった形で考えられているかお示しいただけますか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

基本的には最初は充電をしておいて、実際、災害時に例えば避難所等で使用した場合には、ソーラーパネルもぜひ併用した中で充電していくというようなことで考えております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第18号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第19 議案第19号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、議案第19号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事

業特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

ファイルナンバー17、議案第19号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）をお開きください。

まずは2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款国庫支出金から5款町債まで補正額の合計3億6,635万3,000円の減額です。計といたしまして、5億1,502万1,000円となります。

次のページに移りまして、歳出でございます。2款事業費から5款予備費まで補正額合計及び計共に歳入と同額でございます。

4ページに移っていただきまして、第2表 繰越明許費でございます。

2款事業費、1項土地地区画整理事業、事業名、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業費1億2,191万2,000円の繰越しでございます。

その下、第3表 地方債補正、変更となります。

起債の目的、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業債、補正前2億4,200万円、補正後5,000万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなります。

令和6年度の主な事業といたしましては、売却希望者の用地の用地取得を計上させていただいておりましたが、土地売却の契約をいただいていた方の中で、建物の除却までに時間を要することなど、年度内に完了が見込めない方には、次年度に繰越しをして対応させていただくものでございます。

また、あわせまして、土地の取得に伴う測量調査などの委託費も併せて繰越しをさせていただくものでございます。

それでは8ページを御覧ください。歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地地区画整理事業費国庫補助金、1節土地地区画整理事業費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては1,125万円の増額となります。

続いて3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金1億8,560万3,000円の減額、続いて、5款町債、1項町債、1目土地地区画整理事業債、1節土地地区画整理事業債、説明欄、土地地区画整理事業債1億9,200万円の減額、こちらにつきましては、歳出の土地地区画整理事業債の減額に伴い、それぞれの科目を増額及び減額補正をさせていただくものでございます。

9ページを御覧ください。3、歳出でございます。

2款事業費、1項土地地区画整理事業費、1目土地地区画整理事業費、16節公有財産購入費、説明欄、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業費公有財産購入費1億3,367万8,000円の減額です。

21節補償補填及び賠償金、説明欄、家屋工作物等移転補償費2億267万5,000円の合計3億3,635万3,000円を減額するものでございます。

５款予備費、１項予備費、１目予備費、説明欄、予備費３，０００万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、当初見込みよりも土地売却への承諾、建物補償等の調査に時間を有し、現契約、今の契約でも、今年度内に明らかに建物の除却等ができない方につきましては、次年度改めて契約することにしたこと、また新たな国庫補助金を確保するためには、新年度予算への予算計上が必須であることから、既に契約しているもの以外の金額につきましては、繰越明許ではなく、減額補正をさせていただくものとしたものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

１番、清水議員。

○１番（清水友紀）

１番、清水です。事業費の減額３億以上ということですが、駅前通り線の駅前まちづくり通信などで、地権者さんなどにお示しされているスケジュール表を確認いたしますと、現時点で仮換地指定をしながら補償金額確定なので、支払いまではいかないなど、確かにまたがるような、ちょうどそのようなタイミングなので、確実にここまでというか、このような金額は上下するだろうというところですが、実際に令和７年度の中で新居をつくり、地権者さんが引っ越しされるというスケジュール的にそのような遅れというのは、現時点では、スケジュール的に遅れるということまではいかないという御判断でしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

事業の全体のスケジュールにつきましては、精査を含めて令和１５年度までの事業となつてございます。ですので、次年度に繰越しまたは再度契約をさせていただいたとしても、全体の工期に関しましては、今のところ変更はないものとして事業を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

１番、清水議員。

○１番（清水友紀）

全体と、長い目で見れば、現時点でも特に問題はないだろうという見通しですが、やはり全国的に見る資材の高騰ですとか、不足などを考えますと、早いにこしたことはないというところであります。今、売却希望だが、除却が認められないなど、そのような難しさのところを述べられていましたけども、全体的なそうした傾向にある理由としては、こういった理由で、売却希望だが、スムーズにいつて

いないような、そのような傾向がございましたらお聞かせください。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。当然ながら、売却は希望されるというところもございますが、当然ながら土地の値段、そして補償する家屋の金額によっては、どうしても自分たちが考えていた金額では届いていないなという方も、中にはいらっしゃるかと思います。そういう方に対して、当然ながら補償額等の算定をした上で、御提示をさせていただいて、最終的な判断をいただいて、契約をさせていただいておりますので、その調査から、地権者様への御提示、そして地権者様への、御判断の時間が、どうしても1日、2日とか、1か月というスキームではございませんでしたので、全体的にはやはり判断したり、こちらから調査して提示するまでの時間がかかってしまったことによって、繰り越したり、また次年度へ持ち越してやらせていただくようになったのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

やはり個人的資産を持ち主の方にとってはどうするかというところで、お一人お一人の事情があって、寄り添うのが何より大切と思うところですけども、やはりそこは御担当の方々が通って、親身になってお話を聞くと。事務的なところだけではなく、個人的事情を含んだお話を聞くというところを心を込めてといいますか、されているというところでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃられるとおり、地権者様に御協力をいただいた中で区画整理を進めていっておりますので、私たちの区画整理班職員は、夜遅くまで地権者対応させていただいたりして、丁寧に説明をさせていただいております。今後も地権者さんに対しては寄り添うというか、地権者さんに御理解、御納得いただけるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

清水議員の御質問にお答えしたいと思いますが、買取り希望の方で、それは区画整理区域内で動くではなくて、もうその要はこのエリアから違うところへ移転を

したい、でもこの際、売ってしまいたいというパターンの場合、どういうことかという結論からすると、こういう形なんで時間がかかるのですということなのですが、まず土地の値段、これを不動産鑑定をかけます。それにも時間がかかりますし、あと上物の建物の補償費を出すのも家の中に入らせていただいて、全部調査をしてそれで補償費を出します。そうすると、売りたいという希望ですけども、移る場合に、土地の値段が幾らなのか、建物の補償が幾らになるのか、その金額を見て、こういうところに移ろうとか、その金額が分からないうちは、この金額では契約しないとか云々というよりも、次を探すものが、ある程度分からないと、計画が立たないと。そうなってくると、鑑定とか、補償調査も時間かかるしで、金額が出て、どうでしょうかとした場合に、例えば、分かりましたと。それで探す人もいれば、逆にもうそういう気持ちなので、ある程度目をつけて、目をつけてという表現あれですけども、ところが、補償費と土地の値段を聞いたら、ちょっと自分のもくらんでいるのと違うなとか、そういうことが始まって、どうしても、そうすると交渉がまたちょっと長引く感じがある。だから、意外とその1人の人であっても、それだけ時間がかかってしまうので、それが複数いたりなどすると、先ほど課長が言ったように、担当者はちょっと忙しくて、てんてこ舞いになってしまうという形なので、何が言いたいかという、口で言うのは簡単なのですが、実際の作業というのは、それだけやはり時間がかかって、なおかつ保証の契約をしたとしても、先ほど課長の説明がありましており、契約上壊さないと払えないことになっているのです。こういう表現が適切かどうか分からないのですが、払ってしまうとお金だけもらって、そのままだこかへというケースも、なきにしもあらず。あるいは、これは開成町ではなかったですけど、実際、県とかではあった事例で言うと、補償の契約しました。壊すまでに、壊して更地にしないとお金が払わないのですけども火事になって、なくなってしまったと。そうするとどうなるかという、補償費を払えないのです。火事になった人は補償費ももらえないということもございますから、本人がちゃんと壊して、更地にしてという形ではないと、町は補償費も払わないし、という時間がかかるという、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第19号 令和6年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボ

タンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第20 議案第20号 令和7年度開成町一般会計予算についてから、日程第27 議案第27号 令和7年度開成町下水道事業会計予算についてまでを開成町議会会議規則第36条の規定に基づき一括議題とします。

町長に、令和7年度開成町当初予算提案趣旨説明を求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

令和7年度開成町当初予算の提案に当たり、町を取り巻く状況の認識と、町政運営に対する所信及び施策の概要を御説明いたします。

政府の「令和7年度経済見通しと経済財政運営の基本態度」によると、我が国の経済見通しは、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待されております。令和7年度の実質GDP成長率はプラス1.2%程度、名目GDP成長率はプラス2.7%程度、消費者物価（総合）はプラス2.0%程度の上昇率になると見込まれている一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとされております。

こうした中で、経済財政運営の基本的態度として、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものにしていくとしております。

さて、本町においては、令和7年度は第六次開成町総合計画の初年度であり、町制施行70周年の節目の年でもあります。将来都市像、「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち開成」の実現に向けて政策を着実に推進するとともに、70周年の節目を機として、市新時代のまちづくりをさらに加速させていきます。

令和7年度予算は、将来都市像の実現に向けた7つの基本目標のうち「未来を担う子どもを育むまち」「人のつながりでつくる安全・安心なまち」「利便性が高く、快適な都市空間が整ったまち」を重点項目として編成しました。

一般会計予算は82億4,000万円で、過去最大規模の予算となりました。歳入の根幹である税収は、個人町民税、法人町民税ともに増となる見込みであり、総額33億7,015万7,000円で、歳入全体の40.9%を占めており、過去最大規模となります。町税に地方交付税、譲与税及び各種交付金等を加えた一般財源総額は46億563万9,000円で、前年比4億8,880万9,000円増となる見込みです。

その他の歳入では、繰入金は年度間の財政調整を行うための財政調整基金の繰入

等3つの基金からの繰入れを予定しており、前年度比6,298万7,000円増の3億529万7,000円を見込んでおります。

町債は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業及び児童・生徒1人1台の学習用端末の更新などで借入を予定しており、町債全体では前年度比3億1,000万円減の5億4,600万円を見込んでおります。

歳出では、中長期的な視点において、持続可能な町政運営の実現に着実に取り組むため、選択と集中によって、より効果的かつ、効率的に事業を推進していきます。

目的別予算額では、総務費は、基幹業務システムの全国統一化・標準化への対応費の増の一方で町民センター老朽化対策工事の減などにより、前年度比1億41万9,000円減の12億1,507万3,000円を見込んでおります。

民生費は、障害者福祉、児童福祉に関わる扶助費及び民間保育所改修工事に係る補助費の増などにより、前年度比5億8,505万8,000円増の29億8,570万4,000円を見込んでおります。

土木費は駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計への繰出金等の増により、前年度比2億2,826万3,000円増の11億1,313万4,000円を見込んでおります。

教育費は、児童・生徒1人1台の学習用端末の更新等により、前年度比1億9,254万2,000円増の9億6,094万円を見込んでおります。

性質別予算額では、人件費は令和6年人事院勧告を踏まえた月例給の引上げ及び地域手当の見直し等により、前年度比1億8,453万3,000円増の13億7,617万8,000円を見込んでおります。

物件費は、児童・生徒1人1台の学習用端末の更新及び足柄産業集積ビレッジ構想の推進に係る委託料の増などにより、前年度比2億8,226万5,000円増の15億4,474万円を見込んでおります。

扶助費は、自立支援給付費や保育所入所児童に関わる給付の増などにより、前年度比4億4,177万5,000円増の19億2,207万円を見込んでおります。

普通建設事業費は、町民センター老朽化対策工事費の減、駅周辺地区調整池排水ポンプ更新工事の実施の増などにより、前年度比1億7,767万3,000円減の3億2,868万円を見込んでおります。

繰出金は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金の増により、前年度比1億9,734万8,000円増の11億9,447万9,000円を見込んでおります。

続いて、特別会計及び企業会計です。

国民健康保険特別会計は、被保険者数は減少傾向の影響により、前年度比1億1,111万円減の15億6,155万4,000円です。

介護保険事業特別会計は、要介護・要支援認定者数の増により、前年度比2億89万5,000円増の16億98万円です。

給食事業特別会計は、給食材料費の高騰により、前年度比803万5,000円

増の１億２，００９万３，０００円です。

後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者数の増により、前年度比１，８５４万７，０００円増の３億３，６５６万２，０００円です。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計は、宅地造成に係る設計費等の増の一方で、用地取得費が減となったことなどにより、前年度比４，１６０万４，０００円減の７億７，２６４万４，０００円です。

水道事業会計は、下水道工事に伴う支障配水管布設替え工事の減などにより、前年度比４，６５２万５，０００円減の４億２，３２５万１，０００円です。

下水道事業会計は、酒匂川流域下水道維持管理負担金の減などにより、前年度比８，８１０万５，０００円減の８億８，４０２万１，０００円です。

それでは、令和７年度予定事業の概要について第六次開成町総合計画の７つの基本目標に沿って御説明いたします。

１、未来を担うこどもを育むまち。

安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。

子育て支援では、妊産婦の健康を守る取組として、歯周疾患に罹患しやすくなる妊産婦を対象に、歯科健康診査費用の補助を新たに実施します。

また、産後１年以内の子どもを持つ家庭に産後ヘルパーを派遣する事業を開始し、家事・育児の支援を通じて日常生活における負担軽減を図ります。

町立開成幼稚園においては、保護者の就労や一時休息等のニーズに対応するため、預かり保育を拡充します。午前保育後や夏季休業中の預かり保育を新たに実施するとともに、利用要件を撤廃し、希望する全ての保護者が利用できるようにします。

令和８年度から始まるこども誰でも通園制度に対応するとともに、低年齢児の保育需要の増に対応するため、民間保育所の施設整備を補助します。

コロナ禍における運動不足や朝食の欠食等により、子どもの骨密度の低下が課題となっており、自分の骨密度を知るきっかけとするため、中学生を対象に骨密度測定会を実施します。

学校教育では、中学校の部活動の地域移行を本格実施に向け、７部活を対象にモデル事業を実施します。

生徒の異文化交流への意識を高め、外国語力を高めるために、中学校へ派遣する外国人講師を増員します。

コミュニティ・スクールの活動を一層推進するため、学校、地域、家庭の間の連絡調整を図るスクールコーディネーターを小・中学校に新規に配置します。

ＩＣＴ教育においては、ＧＩＧＡスクール構想が第２期を迎えるため、児童・生徒の学習用タブレット端末等の更新を行います。

２、みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち。

ライフステージに応じた健康づくり、生きがいづくり、地域医療の充実、福祉の充実などを通じて全ての町民の健康増進と健康寿命の延伸を図ります。

働き世代の健康意識の向上を図ることを目的として、町内事業者を対象に健康機

器による測定や健康教育等を実施します。

全身の病気リスクに影響する歯周病が若年層でも増えていることから、20歳から10年ごとの節目年齢の方を対象に、切れ目ない歯周疾患検診を実施します。

带状疱疹が予防接種法上のB類疾病に位置づけられることに伴い、65歳から5年ごとの節目年齢の方を対象とした带状疱疹ワクチン定期接種を実施します。令和6年度から50歳以上の方を対象に町独自で実施している带状疱疹ワクチン任意接種に対する補助は、令和9年3月末まで継続します。

食育においては、吉田島高校との連携事業を引き続き実施するとともに、食生活改善推進員の健康によいレシピ集の作成を補助します。

高齢者の疾病予防・重症化予防として、生活機能全体の低下に着目した「フレイル予防」を引き続き実施します。早期の気づきや自発的な予防活動の実施を目的に、フレイルチェックの結果から低栄養や介護状態のおそれのある方に対して集中的な健康指導や介護予防に取り組みます。

3、誰もが自分らしく輝くまち。

誰もが生涯にわたって文化・芸術やスポーツなどに親しめるまちづくりを進めます。

生涯学習では、地域の人材を活用させていただきながら、生涯学習講座、はじめての3歳児講座など各種講座を開催します。また、町民の学ぶ意欲に応え、さらなる向上を図るため、検定料の補助については、英語の能力を判定する試験、漢字検定及び数学検定に対する補助を引き続き行います。

図書室では、図書に親しむ機会を創出し、読書習慣を身につけてもらうため、蔵書の充実はもちろん、図書室での貸出時に図書を持ち帰るためのライブラリバックを未就学児に配付します。また、中学校と連携して、蔵書の融通や本を好きになってもらうための様々な取組を展開します。

スポーツでは、パークゴルフの振興策として、ホールインワンバッジを導入します。また、新たにマラソン大会出場補助金を創設し、小・中学生がスポーツに参加する契機や継続する意欲の醸成を図ります。

4、人のつながりでつくる安全・安心なまち。

町民同士の助け合い、支え合いを通じて災害に強く、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

避難所としても使用される地域集会施設において、LED化工事を計画的に実施します。

松ノ木河原多目的広場を、大規模災害時の車中泊避難場所、災害時の備蓄品の集積場所等として利用できる防災広場として整備します。

消防団活動においては、団員の確保及び活動維持のために、消防団分団運営費補助制度を新たに創設します。

地域防犯対策として、犯罪等の未然防止や事件、事故等の早期解決を図るため、防犯カメラを3基追加で設置します。

交通安全では、自転車ヘルメットの着用促進を図るため、ヘルメット購入費用の補助を引き続き実施します。

5、恵み豊かな環境を未来につなぐまち。

近年、甚大な被害をもたらす自然災害が地球規模で発生し、国内でも猛暑や集中豪雨などの異常気象が頻発しています。その原因とされる地球温暖化に対して、温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を進めるほか、町内の豊かな自然環境を維持し、環境美化を進め、清潔で美しいまちづくりを推進します。

2050年までに二酸化炭素の排出量の実質ゼロを実現することを目的に創設した「開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度」については、国の重点対策加速化事業を活用し、引き続き町民や町内の中小企業等を対象とした補助制度を推進します。

また、町の率先行動として、公共施設の屋上に太陽光発電設備を設置するため、公共施設屋上等の許容荷重確認業務を実施します。

きれいで美しいまちづくりのため、町と町民、事業者、団体などが連携した地域の環境美化運動として、「かいせいクリーンデー」を引き続き実施し、環境美化の啓発に努めます。

足柄上地区1市5町が共同で利用する新しい可燃ごみ処理施設を整備するための協議を進めます。

6、利便性が高く、快適な都市空間が整ったまち。

道路、河川・水路の整備など安全安心なまちづくりを進めます。また、水辺や緑地、農地など、本町ならではの地域資源の維持と快適な住環境や交通等の利便性が両立した町を目指します。

開成町都市計画マスタープラン及び第8回線引き見直しに合わせて、立地適正化計画を策定します。

市街化区域のより有効な土地利用を推進するため、民間の開発事業に対して助成金を交付します。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業は、造成工事の着工に向け、詳細設計を行います。

足柄産業集積ビレッジ構想については、事業の実現に向けた地権者との合意形成を図るための説明会及び企業誘致活動などを行います。

南部第3地区では、権利者の意向を踏まえたまちづくりの基本構想を策定します。

町道については、計画的な修繕、狭あい道路の拡幅など、町民に身近な生活道路の整備や計画的な維持管理に取り組みます。牛島地区の町道235号線の拡幅工事を実施します。また、町道舗装維持整備計画や自治会要望に基づき、順次、舗装補修を進めます。

水路については、大雨などにより増水した水を適切に流すことで、災害を未然に防ぐため、引き続き榎本地区の水路整備工事を行います。

上水道については、安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、第3水源地取水ポンプの更新工事を行うなど、計画的に水道施設の改修を進めます。

下水道については、汚水処理整備計画のアクションプランに基づき、環境衛生の向上と、水路の水質保全のため、未整備区域の整備を進めます。

計画的なまちづくりを通じた居住環境の整備を踏まえ、開成町での暮らしに興味・関心を持つ方とのマッチングを図るなど、移住・定住政策を展開します。

7、活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち。

産業の維持・発展や関係人口・交流人口の増加に向けて、地域経済の活性化や産業の担い手育成開成町の地域資源を活用した観光の充実などを進めます。

農業に取り組む人材を確保するため、農業に興味を持つ町民に工作体験をしてもらうことを1つの目的とするふれあい農園事業において、従来よりも広い区画のふれあい農園を新規に運営開始します。

農道や農業用水路等の維持管理においては、農業者が行う小規模な修繕に対して、原材料を支給することで、農業者と共同で農地保全を進めます。

観光事業においては、開成町の3大イベントである、「開成町あじさいまつり」「開成町納涼まつり」「開成町阿波おどり」を中心に街のにぎわいを創出、関係人口・交流人口の増加及び地域経済の活性化を図ります。

また、町農産物の魅力をより多くの観光客に知っていただくことを目的とする、収穫体験等を含む着地型観光ツアーやインバウンドツアーの受入れ等を通じて観光振興を図ります。

将来都市像の実現に向けた行政経営。

厳しい財政状況の中で、令和7年度から始まる第六次開成町総合計画前期基本計画に掲げる事業を着実に実行するために、公民連携や、D X等による事務事業の効率化・高度化、人材の確保・育成による組織の強化を進めます。

自治体D Xについては、基幹業務システムの全国統一化、標準化に対応します。また、デジタル技術の活用により、行政運営のさらなる効率化を図るため、業務手順書運用支援システム、会議録文字起こしツール、そしてノーコードツールシステムを導入します。

シティプロモーションにおいては、本年2月に町制施行70周年を迎えたことを機として、年間を通して記念事業を実施するとともに、さらなる人口増を目指して、町のイメージアップの取組を進めます。

人材育成においては、引き続き、主体的、計画的に能力開発に取り組む機運を醸成するとともに、町政の重要テーマに関連する先進自治体等の取組について調査研究を行い、職員の視野拡大と知識向上を図ります。

結びになりますが、開成町は今日まで先人たちの御尽力が結実し、民間企業からの投資もいただく中で発展を続けております。

令和7年度は、本年1月に議決をいただきました第六次開成町総合計画のスタートの年となります。この好環境の持続性を高めつつ、町民の皆様により一層笑顔になっていただくために掲げた将来都市像「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち開成」及び将来目標人口2万人の実現のために、A L Lかいせいの精神でまち

づくりに邁進してまいります。

町民の皆様とともに、開成町の未来像を描き、あるべき姿に向かって行動してまいります。

新年度の政策を進めるに当たり、議会の皆様には一層のお力添えを賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和7年度開成町当初予算案の御説明並びに町政運営に対する所信の表明とさせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

町長による説明が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は、一般会計から順次、細部説明を行います。

細部説明に入りますので、三役の方の出席は結構です。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時50分 散会